

# 建築行政共用データベースシステム 説明会資料

日 時 平成 25 年 11 月 8 日（金） 13:30～15:00

場 所 ANAクラウンプラザホテル富山 鳳

## 次第

### 専務理事挨拶

I 共用データベースの概要と利用状況.....	3
II 台帳・帳簿登録閲覧システムの改修状況 .....	17
III 建築士・事務所登録閲覧システムの改修状況 .....	23
IV 通知・報告配信システムの普及策 .....	31
V 新・申プロ特別提供制度 .....	35
VI 既存台帳の電子化.....	39
VII 建築行政マップ（耐震改修促進版）等.....	45

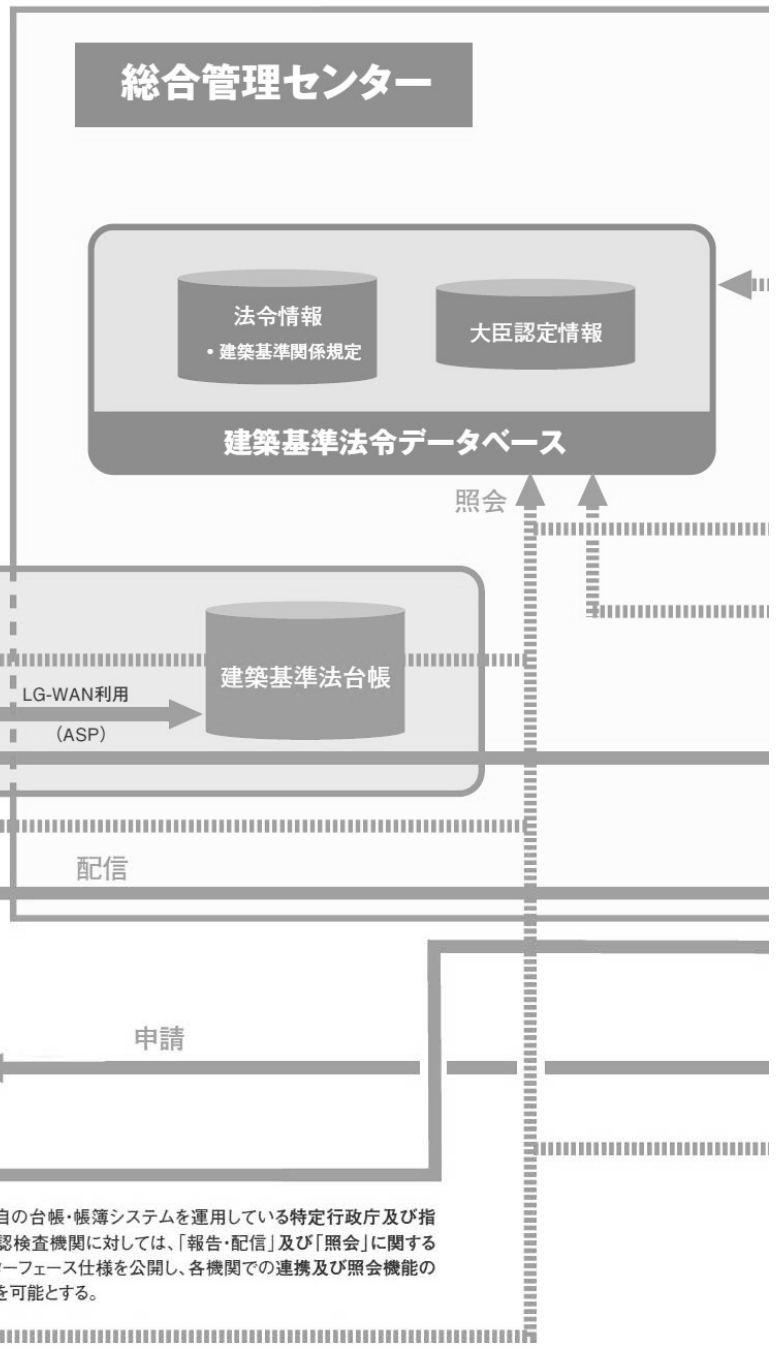
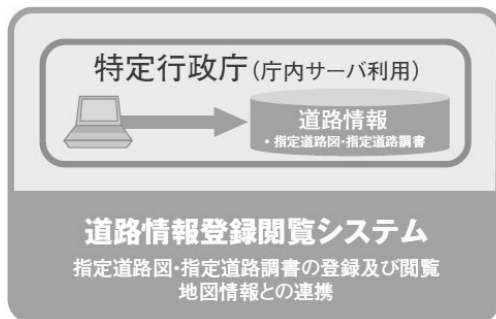
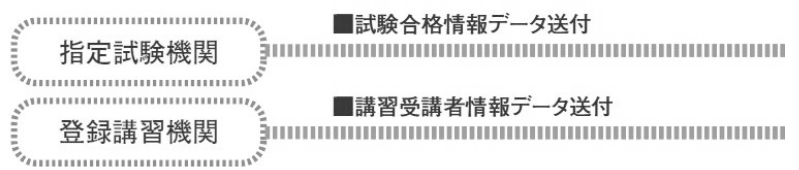
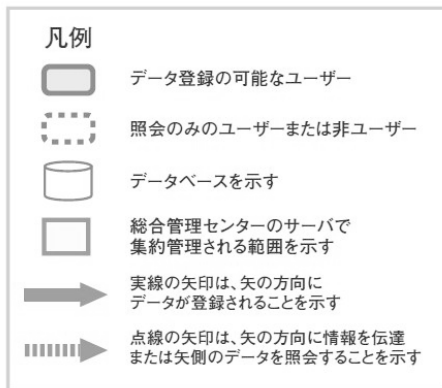


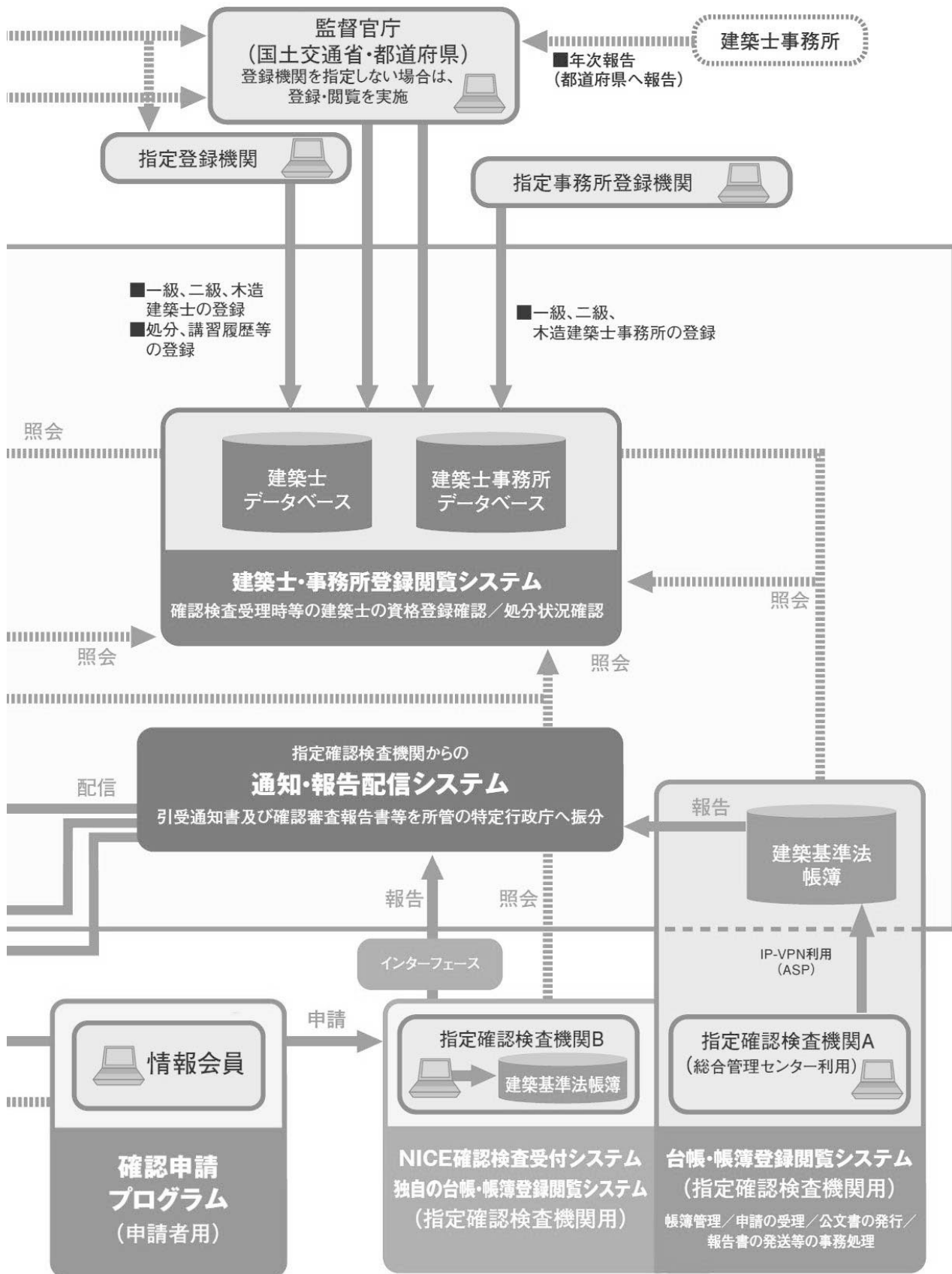
一般財団法人建築行政情報センター



## I 共用データベースの概要と利用状況

# 全体構成





## 1. 建築行政共用データベースシステムの目的

構造計算書偽装問題を契機に大きく揺らいでいる住宅・建築物の安全性に対する国民の信頼回復及び建築行政における対応の迅速化を図るため、建築士、建築士事務所等の登録情報及び住宅・建築物のストック情報等に関するデータベースシステムを管理運営するものです。

平成19年より3ヵ年をかけ、国庫補助事業<sup>※1</sup>として構築しました。

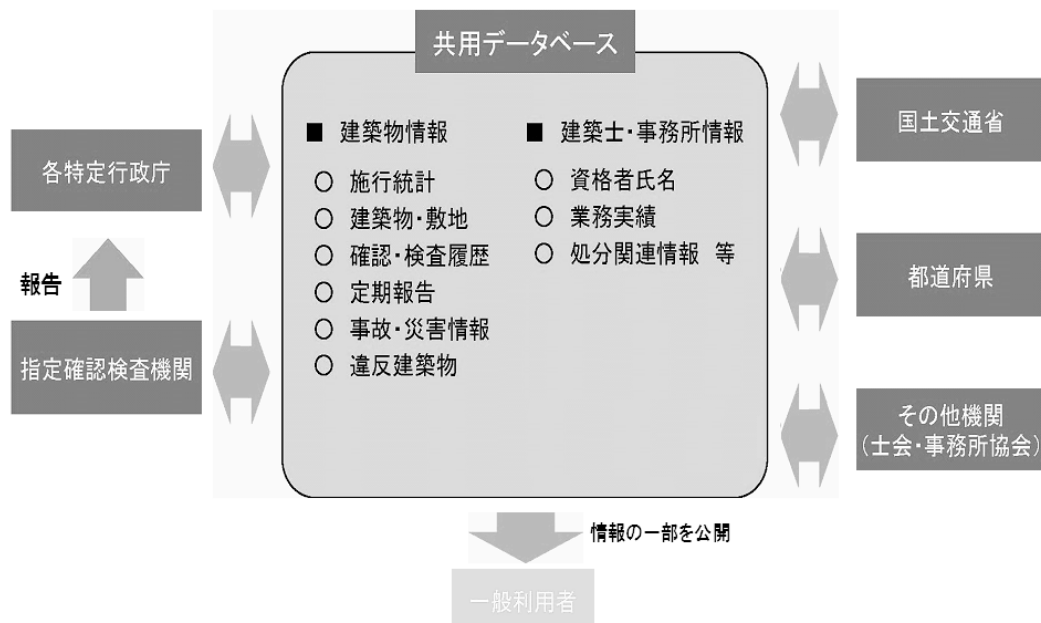
## 2. 建築行政共用データベースシステムの効果

「建築行政共用データベースシステム」を構築することにより、次のとおり建築行政の迅速化、的確化を図ることができます。

- ・事件・事故などが発生するたびに職員が膨大な労力を費やして行ってきた建築物に係る調査・集計業務の迅速化が可能となる。
- ・従前、実質的に不可能であった所管行政として行うべき建築基準法や建築士法に基づく資格者、事業者に対する指導・監督等の行政事務が可能となる。 等

また、技術的助言に基づく「建築士等の免許登録の有無を確かめる方法」<sup>※2</sup>、「定期講習の受講状況の確認等」<sup>※2</sup>、「建築行政マネジメント計画」<sup>※3</sup>等の各種施策にも活用が可能です。

### 建築行政共用データベースシステムのイメージ



※1 国庫補助事業：平成19年～21年度住宅市場整備等推進事業、補助率10分の10。

※2 H25.5.30国住指第526号 建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）

※3 H22.5.17国住指第655号「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について」（技術的助言）

### 3. システムの構成と利用状況

データベースシステムは次の5つのサブシステムから構成され、「総合管理センター」にて統合的に管理運営されています。

#### ①台帳・帳簿登録閲覧システム

区分	総数 (H25.10月現在)	H25.10月現在利用中		H26.4月利用見込	
		団体数	利用率	団体数	利用率
特定行政庁計	451	242	54%	242	54%
指定機関計	129	4	3%	4	3%
合計	580	246	42%	246	42%

#### ②通知・報告配信システム

区分	総数 (H25.10月現在)	H25.10月現在利用中		H26.4月利用見込	
		団体数	利用率	団体数	利用率
特定行政庁計	451	311	69%	359	80%
指定機関計	129	44	34%	99	77%
合計	580	355	61%	458	79%

※表は利用契約数であり、実際に送受信していることを示すものではありません

#### ③建築士・事務所登録閲覧システム

##### (登録：建築士法関係)

区分	総数 (H25.10月現在)	H25.10月現在利用中		H26.4月利用見込	
		団体数	利用率	団体数	利用率
国	1	1	100%	1	100%
都道府県	47	47	100%	47	100%
登録機関計	80	80	100%	80	100%
合計	128	128	100%	128	100%

##### (照会：建築基準法関係)

区分	総数 (H25.10月現在)	H25.10月現在利用中		H26.4月利用見込	
		団体数	利用率	団体数	利用率
特定行政庁計	451	311	69%	359	80%
指定機関計	129	44	34%	99	77%
合計	580	355	61%	458	79%

#### ④建築基準法令データベース

区分	総数 (H25.10月現在)	H25.10月現在利用中		H26.4月利用見込	
		団体数	利用率	団体数	利用率
特定行政庁計	451	301	67%	310	69%
指定機関計	129	43	33%	54	42%
合計	580	344	59%	364	63%

#### ⑤道路情報登録閲覧システム (総合管理センターでの管理運営は将来)

区分	総数 (H25.10月現在)	H25.10月現在利用中		H26.4月利用見込	
		団体数	利用率	団体数	利用率
特定行政庁計	451	10	2%	10	2%

※H26.4月利用見込は、9/30までの利用意思確認状況に基づく団体数

※指定機関は⑤道路情報登録閲覧システムは利用対象外

# 建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成26年4月1日見込

■利用形態①					利用対象システム				
特定行政庁 244 (54%) 指定確認検査機関 4 (3%)					・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベース（大臣認定データベース含む） ＊印：建築基準法令データベースを利用対象外とした機関				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
1	北海道	北海道	22	都道府県	51	栃木県	栃木市	25	4条2項
2		函館市	22	4条1項	52		佐野市	25	4条2項
3		旭川市	23	4条1項	53		鹿沼市	23	4条2項
4		室蘭市	22	4条2項	54		小山市	24	4条2項
5		釧路市	23	4条2項	55		那須塩原市	24	4条2項
6		帯広市	24	4条2項	56		日光市	25	4条2項
7		苫小牧市	22	4条2項	57		大田原市 *	25	4条2項
8		東神楽町	25	限特	58	群馬県	群馬県	25	都道府県
9	青森県	青森県	24	都道府県	59		太田市	22	4条2項
10		青森市	25	4条1項	60		館林市	25	4条2項
11		弘前市	23	4条2項	61		渋川市	25	限特
12		八戸市	23	4条2項	62		富岡市	23	限特
13	岩手県	岩手県	22	都道府県	63		安中市	25	限特
14		盛岡市	22	4条1項	64		沼田市	24	限特
15		宮古市	22	限特	65	埼玉県	埼玉県	23	都道府県
16		花巻市	22	限特	66		さいたま市	22	政令市
17		北上市	25	限特	67		川口市	22	4条1項
18		一関市	25	限特	68		草加市	22	4条2項
19		釜石市	23	限特	69		熊谷市	23	4条2項
20		奥州市	25	限特	70		飯能市	23	限特
21	宮城県	宮城県	23	都道府県	71		東松山市	23	限特
22		仙台市	22	政令市	72		深谷市 *	22	限特
23		石巻市	25	4条2項	73		入間市	23	限特
24		塩竈市	25	4条2項	74		坂戸市	24	限特
25		大崎市	23	4条2項	75		日高市	24	限特
26	秋田県	秋田市	22	4条1項	76		松伏町 *	22	限特
27	山形県	山形県	24	都道府県	77	千葉県	千葉県	22	都道府県
28		山形市	22	4条2項	78		千葉市	23	政令市
29		米沢市	25	限特	79		松戸市	22	4条1項
30		鶴岡市	22	限特	80		柏市	23	4条1項
31		酒田市	23	限特	81		市原市	23	4条1項
32		天童市	24	限特	82		八千代市	23	4条2項
33	福島県	福島県	24	都道府県	83		木更津市	22	限特
34		福島市	23	4条1項	84		野田市	23	限特
35		郡山市	25	4条1項	85		茂原市	22	限特
36		いわき市	22	4条1項	86		習志野市	23	限特
37		会津若松市	22	限特	87		流山市	23	限特
38		須賀川市	22	限特	88		我孫子市	22	4条2項
39	茨城県	茨城県	22	都道府県	89		鎌ヶ谷市	24	限特
40		水戸市	22	4条1項	90		君津市	24	限特
41		日立市	22	4条2項	91		浦安市	25	4条2項
42		土浦市	23	4条2項	92		四街道市	25	限特
43		古河市	22	4条2項	93		印西市	24	限特
44		北茨城市	22	4条2項	94		白井市	25	限特
45		取手市	22	4条2項	95	東京都	港区	22	特別区
46		つくば市	23	4条2項	96		江東区	25	特別区
47		ひたちなか市	22	4条2項	97		中野区	22	特別区
48	栃木県	栃木県	24	都道府県	98		葛飾区	25	特別区
49		宇都宮市	22	4条1項	99	神奈川県	神奈川県	22	都道府県
50		足利市	23	4条2項	100		横浜市	24	政令市



# 建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成26年4月1日見込

■利用形態①					利用対象システム				
特定行政庁 244 (54%) 指定確認検査機関 4 (3%)					・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベース（大臣認定データベース含む） ＊印：建築基準法令データベースを利用対象外とした機関				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
101	神奈川県	川崎市	23	政令市	151	愛知県	岡崎市	23	4条1項
102		横須賀市	23	4条1項	152		一宮市	23	4条1項
103		藤沢市	24	4条1項	153		春日井市	23	4条1項
104		平塚市	23	4条1項	154		豊田市	23	4条1項
105		小田原市	22	4条2項	155		半田市	25	限特
106		茅ヶ崎市	23	4条2項	156		安城市	25	限特
107		秦野市	23	4条2項	157		西尾市	25	限特
108		厚木市	23	4条2項	158		江南市	25	限特
109		大和市	22	4条2項	159		東海市	22	限特
110	新潟県	新潟県	23	都道府県	160	三重県	三重県	23	都道府県
111		新潟市	22	政令市	161		四日市市	23	4条1項
112		長岡市	25	4条1項	162		津市	22	4条1項
113		柏崎市	22	4条2項	163		松阪市	22	4条2項
114		新発田市	22	4条2項	164		桑名市	24	4条2項
115	上越市	23	4条2項	165	鈴鹿市	24	4条2項		
116	富山県	富山県	23	都道府県	166	名張市	23	限特	
117		富山市	23	4条1項	167	滋賀県	22	都道府県	
118		一般財団法人富山県建築住宅センター	23	知事指定	168	大津市	22	4条1項	
119	石川県	石川県	23	都道府県	169	彦根市	23	4条2項	
120		金沢市	24	4条1項	170	長浜市	22	4条2項	
121		能美市	22	限特	171	近江八幡市	23	4条2項	
122		野々市市	25	4条2項	172	草津市	22	4条2項	
123	福井県	福井県	23	都道府県	173	守山市	24	4条2項	
124		福井市	23	4条1項	174	東近江市	23	4条2項	
125		一般財団法人福井県建築住宅センター	23	知事指定	175	京都府	24	都道府県	
126	山梨県	山梨県	22	都道府県	176	特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	23	知事指定	
127		甲府市	24	4条2項	177	大阪府	22	都道府県	
128	長野県	諏訪市	25	限特	178	大阪府	24	政令市	
129	岐阜県	岐阜県	24	都道府県	179	大阪市	22	政令市	
130		岐阜市	23	4条1項	180	堺市	22	政令市	
131		大垣市	23	4条2項	181	吹田市	23	4条1項	
132		各務原市	23	4条2項	182	寝屋川市	23	4条2項	
133	静岡県	静岡県	23	都道府県	183	箕面市	23	4条2項	
134		静岡市	22	政令市	184	羽曳野市	22	4条2項	
135		浜松市	22	政令市	185	門真市	22	4条2項	
136		沼津市	23	4条2項	186	奈良県	23	都道府県	
137		富士宮市	23	4条2項	187	奈良市	22	4条1項	
138		富士市	23	4条2項	188	橿原市	24	4条2項	
139		焼津市	23	4条2項	189	和歌山県	23	4条1項	
140		三島市	23	限特	190	和歌山市	23	4条1項	
141		磐田市	23	限特	191	鳥取県	24	都道府県	
142		伊東市	23	限特	192	鳥取市	22	4条2項	
143		島田市	23	限特	193	米子市	24	4条2項	
144	掛川市	23	限特	194	倉吉市	22	4条2項		
145	藤枝市	23	限特	195	島根県	22	都道府県		
146	御殿場市	25	限特	196	島根県	22	都道府県		
147	袋井市 *	22 *	限特 *	197	松江市	22	4条2項		
148	裾野市	23	限特	198	出雲市	22	4条2項		
149	湖西市	23	限特	199	浜田市	23	限特		
150	愛知県	豊橋市	24	4条1項	200	益田市	22	限特	
						大田市	25	限特	
						安来市	25	限特	
						江津市	22	限特	

# 建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成26年4月1日見込

■利用形態①					利用対象システム				
特定行政庁 244 (54%) 指定確認検査機関 4 (3%)					<ul style="list-style-type: none"> <li>・台帳・帳簿登録閲覧システム</li> <li>・通知・報告配信システム</li> <li>・建築士・事務所登録閲覧システム（照会）</li> <li>・建築基準法令データベース（大臣認定データベース含む）</li> </ul> *印：建築基準法令データベースを利用対象外とした機関				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
201	島根県	雲南市	25	限特					
202	岡山県	岡山県	22	都道府県					
203		倉敷市	23	4条1項					
204		津山市	24	4条2項					
205		総社市	22	4条2項					
206		笠岡市	22	4条2項					
207	広島県	広島県	22	都道府県					
208		広島市	22	政令市					
209		福山市	22	4条1項					
210		呉市	23	4条2項					
211		尾道市	23	4条2項					
212		東広島市	22	4条2項					
213		廿日市市	22	4条2項					
214		三次市	23	限特					
215	山口県	山口県	23	都道府県					
216		宇部市	22	4条2項					
217		山口市	22	4条2項					
218		周南市	22	4条2項					
219		萩市	22	4条2項					
220		防府市	22	4条2項					
221		岩国市	22	限特					
222		長門市	22	限特					
223	愛媛県	愛媛県	22	都道府県					
224		松山市	24	4条1項					
225		今治市	23	4条2項					
226		新居浜市	22	4条2項					
227		宇和島市	23	限特					
228		西条市	23	4条2項					
229	高知県	高知県	22	都道府県					
230		高知市	22	4条1項					
231		公益社団法人高知県建設技術公社	23	知事指定					
232	福岡県	大牟田市	22	4条2項					
233	佐賀県	佐賀県	22	都道府県					
234		佐賀市	25	4条2項					
235	長崎県	長崎県	25	都道府県					
236		長崎市	24	4条1項					
237		佐世保市	24	4条1項					
238		島原市	23	限特					
239		大村市	22	限特					
240	大分県	佐伯市	22	4条2項					
241	宮崎県	宮崎県	24	都道府県					
242		宮崎市	22	4条1項					
243		日向市	25	4条2項					
244	鹿児島県	鹿児島県	23	都道府県					
245		霧島市	23	限特					
246	沖縄県	沖縄県	22	都道府県					
247		那覇市	23	4条1項					
248		沖縄市	25	4条2項					

# 建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成26年4月1日見込

■利用形態②					利用対象システム				
特定行政庁 113 (25%) 指定確認検査機関 95 (74%)					・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム(照会) ・建築基準法令データベース(大臣認定データベース含む) *印: 建築基準法令データベースを利用対象外とした機関				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
1	北海道	札幌市	25	政令市	51	千葉県	株式会社ガイア *	25	地整指定
2		北見市	25	4条2項	52		日本確認センター株式会社 *	25	地整指定
3		江別市	23	4条2項	53		株式会社千葉県建築住宅センター *	25	知事指定
4		稚内市 *	25	限特	54	東京都	八王子市	24	4条1項
5		名寄市 *	25	限特	55		町田市	25	4条1項
6		石狩市 *	25	限特	56		立川市	25	4条2項
7		当別町 *	25	限特	57		武蔵野市	25	4条2項
8		上富良野町 *	25	限特	58		三鷹市	24	4条2項
9		白老町 *	25	限特	59		府中市	25	4条2項
10		一般財団法人北海道建築指導センター *	25	知事指定	60		調布市	25	4条2項
11		株式会社札幌工業検査 *	25	知事指定	61		日野市	25	4条2項
12	青森県	有限会社アーバン建築確認検査機関 *	25	知事指定	62		国分寺市	25	4条2項
13		宮城県	株式会社東北建築センター *	25	知事指定		63	千代田区	24
14	一般財団法人宮城県建築住宅センター *		25	知事指定	64		中央区	23	特別区
15	秋田県	株式会社仙台都市整備センター	25	知事指定	65		新宿区	24	特別区
16		横手市	25	4条2項	66		文京区 *	25	特別区
17		大仙市	25	限特	67		台東区	25	特別区
18	福島県	公益財団法人秋田市総合振興公社 *	25	知事指定	68		品川区	24	特別区
19		一般財団法人ふくしま建築住宅センター *	25	知事指定	69		大田区	25	特別区
20	茨城県	高萩市 *	25	4条2項	70		世田谷区	22	特別区
21		株式会社EMI確認検査機構 *	25	地整指定	71	渋谷区	23	特別区	
22		一般財団法人茨城県建築センター *	25	知事指定	72	杉並区	24	特別区	
23		株式会社安心確認検査機構	25	知事指定	73	北区	24	特別区	
24	栃木県	公益財団法人とちぎ建設技術センター	25	知事指定	74	荒川区	22	特別区	
25	群馬県	前橋市	25	4条1項	75	板橋区	23	特別区	
26		高崎市	25	4条1項	76	練馬区	25	特別区	
27		桐生市	25	4条2項	77	足立区	22	特別区	
28		伊勢崎市	25	4条2項	78	江戸川区 *	25	特別区	
29		埼玉県	川越市	25	4条1項	79	一般財団法人日本建築センター	23	大臣指定
30	春日部市 *		25	4条2項	80	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター *	25	大臣指定	
31	上尾市 *		25	4条2項	81	日本ERI株式会社	23	大臣指定	
32	新座市		25	4条2項	82	一般財団法人住宅金融普及協会	25	大臣指定	
33	行田市 *		25	限特	83	ハウスプラス確認検査株式会社	24	大臣指定	
34	秩父市 *		25	限特	84	株式会社住宅性能評価センター	23	大臣指定	
35	加須市 *		25	限特	85	株式会社都市居住評価センター	23	大臣指定	
36	本庄市 *		25	限特	86	一般財団法人ベターリビング	22	大臣指定	
37	鴻巣市 *		25	限特	87	日本建築検査協会株式会社	23	大臣指定	
38	戸田市		25	限特	88	SBIアーキオリティ株式会社	23	大臣指定	
39	志木市 *		22	限特	89	アウェイ建築評価ネット株式会社 *	25	大臣指定	
40	和光市 *		25	限特	90	株式会社グッド・アイズ建築検査機構	24	大臣指定	
41	久喜市 *		25	限特	91	ユードィーアイ確認検査株式会社	24	地整指定	
42	北本市 *		25	限特	92	株式会社東京建築検査機構	23	地整指定	
43	富士見市		22	限特	93	株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構	24	地整指定	
44	三郷市 *		25	限特	94	イーハウス建築センター株式会社	25	地整指定	
45	ふじみ野市		22	限特	95	一般社団法人日本住宅性能評価機構	24	地整指定	
46	杉戸町 *		25	限特	96	株式会社J建築検査センター	24	地整指定	
47	一般財団法人さいたま住宅検査センター *	25	地整指定	97	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター	25	知事指定		
48	千葉県	市川市	25	4条1項	98	株式会社高良GUT *	25	地整指定	
49		船橋市	22	4条1項	99	日本建物評価機構株式会社 *	25	地整指定	
50		佐倉市	24	4条2項	100	株式会社都市建築確認センター	25	地整指定	

# 建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成26年4月1日見込

■利用形態②					利用対象システム					
特定行政庁 113 (25%) 指定確認検査機関 95 (74%)					・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム(照会) ・建築基準法令データベース(大臣認定データベース含む) *印: 建築基準法令データベースを利用対象外とした機関					
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分	
101	神奈川県	相模原市	25	政令市	151	大阪府	株式会社日本確認検査センター	24	地整指定	
102		鎌倉市	25	4条2項	152		建築検査機構株式会社	25	地整指定	
103		株式会社東日本住宅評価センター	24	大臣指定	153		株式会社近畿建築確認検査機構 *	24	地整指定	
104		ビューローベリタスジャパン株式会社	23	大臣指定	154		株式会社オーネックス *	25	地整指定	
105		株式会社神奈川建築確認検査機関 *	25	地整指定	155		株式会社技研 *	25	地整指定	
106		富士建築センター株式会社	22	大臣指定	156		株式会社確認検査機構トラスト *	25	大臣指定	
107		一般財団法人神奈川建築安全協会	25	知事指定	157		関西住宅品質保証株式会社 *	25	地整指定	
108		株式会社湘南建築センター *	24	知事指定	158		アール・イー・ジャパン株式会社	25	地整指定	
109		S G S ジャパン株式会社	22	大臣指定	159		株式会社総合確認検査機構	24	地整指定	
110	新潟県	三条市	22	4条2項	160		一般財団法人大阪建築防災センター	24	知事指定	
111		一般財団法人にいがた住宅センター *	25	知事指定	161		兵庫県	兵庫県	22	都道府県
112	富山県	高岡市 *	25	4条2項	162		神戸市	神戸市	25	政令市
113	石川県	小松市 *	25	4条2項	163		姫路市	姫路市	25	4条1項
114		白山市 *	25	4条2項	164		明石市	明石市	25	4条1項
115		加賀市	25	限特	165		加古川市 *	加古川市 *	25	4条1項
116		一般財団法人石川県建築住宅センター *	25	知事指定	166	高砂市 *	高砂市 *	25	4条2項	
117	山梨県	公益社団法人山梨県建設技術センター	25	知事指定	167	株式会社近畿確認検査センター	25	地整指定		
118	長野県	上田市	25	4条2項	168	株式会社ジェイネット *	25	地整指定		
119		岡谷市	23	限特	169	株式会社阪確サポート *	25	地整指定		
120		塩尻市 *	25	限特	170	株式会社兵庫確認検査機構	25	知事指定		
121	岐阜県	株式会社ぎふ建築住宅センター *	25	地整指定	171	奈良県	株式会社確認検査機構プラン21 *	25	地整指定	
122		有限会社みの建築確認検査センター *	25	知事指定	172	一般財団法人なら建築住宅センター	25	知事指定		
123	静岡県	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	23	知事指定	173	島根県	一般財団法人島根県建築住宅センター	25	知事指定	
124	愛知県	名古屋市	25	政令市	174	岡山県	岡山県建築住宅センター株式会社 *	25	知事指定	
125		刈谷市 *	25	限特	175	広島県	三原市	22	4条2項	
126		株式会社確認サービス	24	大臣指定	176	株式会社ジェイ・イー・サポート	24	大臣指定		
127		株式会社C I 東海 *	25	地整指定	177	ハウスプラス中国住宅保証株式会社	24	地整指定		
128		一般財団法人愛知県建築住宅センター	24	知事指定	178	有限会社広島県東部建築確認センター *	25	地整指定		
129		株式会社愛知建築センター	25	知事指定	179	山口県	下関市	24	4条1項	
130		株式会社確認検査愛知 *	25	知事指定	180	徳島県	徳島県	22	都道府県	
131		三重県	伊賀市	25	限特	181	株式会社とくしま建築住宅センター	24	知事指定	
132			公益財団法人三重県建設技術センター *	25	知事指定	182	香川県	高松市 *	25	4条1項
133			株式会社トータル建築確認評価センター *	25	知事指定	183	福岡県	福岡県	23	都道府県
134	滋賀県	株式会社確認検査機構アネックス	23	地整指定	184	北九州市	北九州市	22	政令市	
135		一般財団法人滋賀県建築住宅センター	24	知事指定	185	福岡市	福岡市	24	政令市	
136	京都府	京都市	23	政令市	186	久留米市	久留米市	25	4条1項	
137		株式会社京都確認検査機構 *	25	地整指定	187	一般財団法人福岡県建築住宅センター	24	知事指定		
138		株式会社I-P-E-C	23	地整指定	188	九州住宅保証株式会社	25	地整指定		
139	大阪府	豊中市	22	4条1項	189	佐賀県	公益財団法人佐賀県建設技術支援機構	25	知事指定	
140		高槻市	25	4条1項	190	長崎県	一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター *	25	知事指定	
141		枚方市	25	4条1項	191	熊本県	熊本県	23	都道府県	
142		茨木市	25	4条1項	192		熊本市	熊本市	25	政令市
143		八尾市	23	4条1項	193		八代市	八代市	25	4条2項
144		東大阪市	22	4条1項	194		一般財団法人熊本県建築住宅センター *	25	知事指定	
145		岸和田市	23	4条2項	195		株式会社熊本建築確認検査機関 *	25	知事指定	
146		池田市 *	25	4条2項	196		天草市	天草市	24	4条2項
147		守口市 *	24	4条2項	197		大分県	大分市	25	4条1項
148		和泉市	25	4条2項	198			別府市 *	25	4条2項
149		一般財団法人日本建築総合試験所	23	大臣指定	199	中津市		中津市	23	4条2項
150	株式会社西日本住宅評価センター	23	大臣指定	200	宇佐市	宇佐市		25	4条2項	



# 建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成26年4月1日見込

■ 建築士・事務所登録閲覧システム（登録）							
国・都道府県 48 (100%)							
指定登録機関（建築士会） 40 (100%)							
指定事務所登録機関（事務所協会） 40 (100%)							
No	区域	機関名	区分	No	区域	機関名	区分
1	北海道	北海道	都道府県	51	石川県	一般社団法人石川県建築士事務所協会	事務所協会
2		一般社団法人北海道建築士会	建築士会	52	福井県	福井県	都道府県
3		一般社団法人北海道建築士事務所協会	事務所協会	53	山梨県	山梨県	都道府県
4	青森県	青森県	都道府県	54	長野県	長野県	都道府県
5		一般社団法人青森県建築士会	建築士会	55		一般社団法人長野県建築士会	建築士会
6		一般社団法人青森県建築士事務所協会	事務所協会	56		一般社団法人長野県建築士事務所協会	事務所協会
7	岩手県	岩手県	都道府県	57	岐阜県	岐阜県	都道府県
8		一般社団法人岩手県建築士会	建築士会	58		公益社団法人岐阜県建築士会	建築士会
9	宮城県	宮城県	都道府県	59		一般社団法人岐阜県建築士事務所協会	事務所協会
10		社団法人宮城県建築士会	建築士会	60	静岡県	静岡県	都道府県
11		一般社団法人宮城県建築士事務所協会	事務所協会	61		公益社団法人静岡県建築士会	建築士会
12	秋田県	秋田県	都道府県	62		一般社団法人静岡県建築士事務所協会	事務所協会
13		一般社団法人秋田県建築士事務所協会	事務所協会	63	愛知県	愛知県	都道府県
14	山形県	山形県	都道府県	64		公益社団法人愛知建築士会	建築士会
15		一般社団法人山形県建築士会	建築士会	65		公益社団法人愛知県建築士事務所協会	事務所協会
16		一般社団法人山形県建築士事務所協会	事務所協会	66	三重県	三重県	都道府県
17	福島県	福島県	都道府県	67		社団法人三重県建築士会	建築士会
18		社団法人福島県建築士会	建築士会	68		一般社団法人三重県建築士事務所協会	事務所協会
19		一般社団法人福島県建築士事務所協会	事務所協会	69	滋賀県	滋賀県	都道府県
20	茨城県	茨城県	都道府県	70		公益社団法人滋賀県建築士会	建築士会
21		一般社団法人茨城県建築士会	建築士会	71		一般社団法人滋賀県建築士事務所協会	事務所協会
22		一般社団法人茨城県建築士事務所協会	事務所協会	72	京都府	京都府	都道府県
23	栃木県	栃木県	都道府県	73		一般社団法人京都府建築士会	建築士会
24		一般社団法人栃木県建築士会	建築士会	74		一般社団法人京都府建築士事務所協会	事務所協会
25		一般社団法人栃木県建築士事務所協会	事務所協会	75	大阪府	大阪府	都道府県
26	群馬県	群馬県	都道府県	76		公益社団法人大阪府建築士会	建築士会
27		一般社団法人群馬建築士会	建築士会	77		一般社団法人大阪府建築士事務所協会	事務所協会
28		一般社団法人群馬県建築士事務所協会	事務所協会	78	兵庫県	兵庫県	都道府県
29	埼玉県	埼玉県	都道府県	79		公益社団法人兵庫県建築士会	建築士会
30		社団法人埼玉県建築士会	建築士会	80		一般社団法人兵庫県建築士事務所協会	事務所協会
31		一般社団法人埼玉県建築士事務所協会	事務所協会	81	奈良県	奈良県	都道府県
32	千葉県	千葉県	都道府県	82	和歌山県	和歌山県	都道府県
33		一般社団法人千葉県建築士会	建築士会	83		一般社団法人和歌山県建築士会	建築士会
34		社団法人千葉県建築士事務所協会	事務所協会	84		一般社団法人和歌山県建築士事務所協会	事務所協会
35	東京都	東京都	都道府県	85	鳥取県	鳥取県	都道府県
36		公益社団法人日本建築士会連合会	建築士会	86		一般社団法人鳥取県建築士会	建築士会
37		一般社団法人東京建築士会	建築士会	87		一般社団法人鳥取県建築士事務所協会	事務所協会
38		一般社団法人東京都建築士事務所協会	事務所協会	88	島根県	島根県	都道府県
39		国土交通省住宅局建築指導課	国	89		一般社団法人島根県建築士会	建築士会
40	神奈川県	神奈川県	都道府県	90		一般社団法人島根県建築士事務所協会	事務所協会
41		一般社団法人神奈川県建築士会	建築士会	91	岡山県	岡山県	都道府県
42		一般社団法人神奈川県建築士事務所協会	事務所協会	92		一般社団法人岡山県建築士会	建築士会
43	新潟県	新潟県	都道府県	93		一般社団法人岡山県建築士事務所協会	事務所協会
44		一般社団法人新潟県建築士会	建築士会	94	広島県	広島県	都道府県
45		一般社団法人新潟県建築士事務所協会	事務所協会	95		公益社団法人広島県建築士会	建築士会
46	富山県	富山県	都道府県	96		一般社団法人広島県建築士事務所協会	事務所協会
47		公益社団法人富山県建築士会	建築士会	97	山口県	山口県	都道府県
48		一般社団法人富山県建築士事務所協会	事務所協会	98		一般社団法人山口県建築士会	建築士会
49	石川県	石川県	都道府県	99		一般社団法人山口県建築士事務所協会	事務所協会
50		一般社団法人石川県建築士会	建築士会	100	徳島県	徳島県	都道府県

# 建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成26年4月1日見込

No	区域	機関名	区分			
<b>■建築士・事務所登録閲覧システム（登録）</b> 国・都道府県 48 (100%) 指定登録機関（建築士会） 40 (100%) 指定事務所登録機関（事務所協会） 40 (100%)						
101	香川県	香川県	都道府県			
102	愛媛県	愛媛県	都道府県			
103		公益社団法人愛媛県建築士会	建築士会			
104		一般社団法人愛媛県建築士事務所協会	事務所協会			
105	高知県	高知県	都道府県			
106		社団法人高知県建築士会	建築士会			
107		一般社団法人高知県建築士事務所協会	事務所協会			
108	福岡県	福岡県	都道府県			
109		公益社団法人福岡県建築士会	建築士会			
110		社団法人福岡県建築士事務所協会	事務所協会			
111	佐賀県	佐賀県	都道府県			
112	長崎県	長崎県	都道府県			
113		一般社団法人長崎県建築士会	建築士会			
114		一般社団法人長崎県建築士事務所協会	事務所協会			
115	熊本県	熊本県	都道府県			
116		公益社団法人熊本県建築士会	建築士会			
117		一般社団法人熊本県建築士事務所協会	事務所協会			
118	大分県	大分県	都道府県			
119		公益社法人大分県建築士会	建築士会			
120		一般社法人大分県建築士事務所協会	事務所協会			
121	宮崎県	宮崎県	都道府県			
122		社団法人宮崎県建築士会	建築士会			
123		社団法人宮崎県建築士事務所協会	事務所協会			
124	鹿児島県	鹿児島県	都道府県			
125		公益社団法人鹿児島県建築士会	建築士会			
126		一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会	事務所協会			
127	沖縄県	沖縄県	都道府県			
128		一般社団法人沖縄県建築士事務所協会	事務所協会			





## Ⅱ 台帳・帳簿登録閲覧システムの改修状況

## 1. 改修作業中の項目（年度内リリース予定）

### （1）機能追加改修

#### ①入力関連の改修

##### 1) 受理通知データ

申請情報入力・編集画面で「受理通知」を出力後、詳細入力に遷移すると、「受理通知」が再出力できなかったのを、申請書第1面に「受理通知データ出力」ボタンを設け、再出力を可能とする。

##### 2) クリアボタンの位置

申請データを編集する際、「入力内容の登録」ボタンと、「入力内容のクリア」ボタンの位置が隣接しており、誤って「クリア」ボタンを押下してしまうと入力し直しをしなければならなくなる。そこで、「クリア」ボタンの位置を画面下部に移動させ、誤操作しにくくなるようにした（対象は確認申請及び計画通知の建築物・昇降機・工作物1,2・建築設備に関する確認・計画変更・中間・完了の各面）。

##### 3) マスタの設定

「建築主等」、「意見者」、「施工者」のマスタを設定する。本庁・出先を分けて管理している場合は、それぞれ別々のマスタを設定する。対象画面は、「確認申請、計画変更、中間検査、完了検査」の申請画面、全申請対象に同機能を実装する（報告書は対象外）。

##### 4) 自動発番 ①②

- ① 「消防同意・通知」、「適判機関へ適判事前通知を送付」、「適判機関へ適判依頼通知を送付」について、それぞれの通知番号を自動発番できるようにする。
- ② 確認申請、中間検査、完了検査毎で、さらに一般と計画通知毎に、それぞれ「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」、「検査済証を交付できない旨の通知書」の採番を分ける。そして確認申請においては、判定の「期間延長」についても採番を分ける。
- ③ 工事完了届の受付番号が自動発番されるようにする。

##### 5) 変更履歴

「物件詳細」画面で、「最新の申請書を編集」を選択した際、「変更年月日」入力欄がなく、「変更年月日」には入力日が自動的に登録されていた。そこで、「変更年月日」の入力欄を設ける（初期値は入力日が入っているが、それを変更できる）。また、内容欄には「変更届」「選定届」「誤記訂正」に加えて「その他」を設定できるようにする。

## 6) 取下げ届・取止め届

物件詳細画面で「取下げ届」又は「取止め届」を紐付けたとき、経過管理情報に「申請者より取下げ届を受領」又は「申請者より取止め届を受領」を自動的に作成すると共に、手動で削除もできるようにする。

## 7) 文字数制限

通知書及び報告書の「建築主、設置者又は築造主名」、「建築場所、設置場所又は築造場所」及び「確認済証交付者」について、従来は最大文字数制限を付していた。それを、それぞれ35文字→制限無し、69文字→制限なし、25文字→70文字に拡大する。

## 8) 定期報告

昇降機の定期検査報告書入力で、「昇降機の概要」の「停止階床数」を文字入力とし、停止階を「1, 3, 5」などと複数入力できるようにする。

## ②出力関連の改修

### 1) 電子台帳・電子帳簿の出力

確認・計画変更・中間・完了に関する全てのデータ（受付・処分情報、適判情報、消防・保健所情報など）を項目を選択して出力できるようにする。

### 2) 一括印刷

出力するCSVファイルが100件までしか出力されないので、100件を超えても全件出力できるようにする。

### 3) 許可証 EXCEL 出力

許可証の EXCEL 出力を行えるようにする。

### 4) データ抽出（確認等台帳情報）

「確認等台帳情報3」に「出先機関コード」を追加し、「確認等台帳情報4」とする。（従来の「確認等台帳情報2」及び「同3」は、今後残すかどうか検討する）。

### 5) 検索

「概要書等」で「指定確認検査機関」を指定して検索ができるようにする。（台帳の場合は「指定確認検査機関」（報告元）で、帳簿の場合は「特定行政庁」（報告先）を指定した検索ができる）。

### ③その他の改修

#### 1) 「安全上重要である天井の有無」に関する様式改正対応

確認申請、計画変更の建築物第五面に「安全上重要である天井の有無」の項目を追加する。

#### 2) 最新ブラウザ対応

Windows 8 ではインターネットエクスプローラー (IE) 10 が標準となっている。そこで、(IE 9 及び10 の機能である「IE 8 互換モード」に設定することにより) 従来の IE 8 ~ 10 まで、及びファイアフォックス 2.2 までを使えるようにする (IE 6, 7 では若干表示がずれる可能性はあるが利用は可能)。

## (2) 不具合 (バグ) 改修

### 1) 定期報告

- ① 定期報告の報告日が、処分等の概要書に表示されないのを改修する。
- ② 定期報告の詳細を、処分等の概要書の「画面」には出力する(建築物ID/定期報告対象管理番号/建築物名称/号機番号/報告年月日)。PDFには、第37号様式のとおり報告年月日のみ出力する。
- ③ 定期報告台帳へ確認申請からコピーするとき、以下3パターンでエラーとなるのを防止する。
  1. コピー元の確認申請第三面の「地名地番」が35文字を超えている場合
  2. コピー元の確認申請第三面の「容積率」にマイナスがある場合
  3. コピー元の申請書第二面の工事名称が40文字を超えている場合
- ④ 「定期報告台帳(建築物)/同(昇降機)/同(建築設備)/同(遊戯施設)」というマスター設定ができるが、どこにも反映しないため使えない。そこで、「定期報告対象管理番号」を、建築物/昇降機/建築設備/遊技施設毎に、確認/計画通知毎に、本庁/出先毎に発番できるようにする。

### 2) 通知・配信

- ① 工作物1を受理する際に、工作物概要(用途コード/用途内容等)が欠落するのを防止する(対象文書の種類は、確認引受通知書、計画変更確認引受通知書確認審査報告書、計画変更確認審査報告書)。
- ② 完了検査報告書を受理後、建築物台帳の審査経過に「検査を実施」がないので自動作成する。また、手動作成した場合、「検査済証を発行」日付が「元確認」日付になるのを改修。
- ③ 完了検査報告書を受理すると、「検査済証を発行」日付が「元確認」日付となり、

「完了検査報告書」日付がシステム日付となるのを改修。

- ④ 「報告受付（配信）」の一覧表示画面で、中間検査・完了検査の「番号」欄に元確認番号が表示されるため、合格証番号、検査済証番号が表示されるよう改修。

### 3) コピー機能

- ① 元確認から物件コピーを行う際の元データ確認画面で第三面の表示に誤りがある（新築なのに新築以外と表示され、用途変更のとき何も表示されない）。
- ② 第三面工事種別が「新築以外」の物件をコピーしたとき、コピー結果が「新築」になってしまう。

### 4) 表示

- ① 確認審査報告書、計画変更確認検査報告書において、申請書の第四面・第五面の添付資料参照ボタン押下時に表示される申請書詳細表示画面の【5.階の高さ】【6居室の天井の高さ】がmとなっているのをmmに改修。
- ② 工事完了届の申請書詳細表示で「敷地面積の合計」が1/1000で表示されるのを改修（123.45 m<sup>2</sup>が0.1240 m<sup>2</sup>で表示されてしまう）。
- ③ 計画通知の完了検査（建築物・工作物・設備の全て）の申請書詳細表示で、申請書には存在する「施工者」が表示されていないのを改修。

### 5) 出力

- ① 消防通知の一括印刷 CSV 出力のとき、申請対象が異なるもの（建築物+昇降機等）を同時に出力した際、建築物以外のファイルに建築物が出力され、建築物のファイルに建築物以外が出力されるのを改修。
- ② 計画通知の「最新の申請書を表示」にPDF印刷ボタンが無いのを改修。
- ③ 現地調査票出力で、「土地区画整理地域」の許可年月日入力時に「宅造規制区域」の許可年月日を入力せずに登録するとシステムエラーになるのを改修。

### 6) 検索

- ① 許可・認定・指定の検索で、「許可・認定等番号」で検索してもヒットしないのを改修。
- ② 建築物（確認審査等）台帳検索画面結果表示に工事種別が未入力の場合、「fals」と表示が出るのを何も出ないように改修。

### 7) 発番

- ① 違反台帳、許可・認定・指定等の登録時、「整理番号」を手動発番に指定していても自動発番になり、当該番号の訂正もできないのを、手動発番できるように改修。整理番号の重複チェック、桁数チェック（30まで）も行う。
- ② 許可・認定・指定等、工事完了届の管理項目編集画面で、受付年月日を過年度にしたら、整理番号の発番も過年度対応の番号となるよう改修。

## 8) その他

- ① 確認時の法区分が4号で、計画変更で3号となった物件のデータ抽出で、法区分が確認時の4号と出るのを、最新の確認又は計変の法区分で出す。
- ② 無期限通知を発行すると、原因が解消されても確認済証の発行ができなくなる（「決裁」ボタンが押せない）のを改修。
- ③ 計画変更の第一面メモ欄に入力したメモが、紐付けを行うと消えるのを改修。
- ④ 報告台帳で審査の結果情報を「適合」へ更新した際に、台帳情報も「不適合」から「確認済」へ更新されるよう改修。
- ⑤ 例えば、「確認申請の報告書+申請書」と「完了検査の報告書+申請書」が紐付いているとき、「完了検査の報告書」だけ紐付けを解除すると、発生した不具合が生じないように改修。
- ⑥ 「決定不可の報告」を受けた際に、「決済」ではなく「申請者へ決定不可等を送付」が作成されるよう改修。
- ⑦ 申請書第3面、第4面、第5面の「用途区分」に、何でも入力できてしまう（規定の数値以外にも、漢字など、文字数制限なしに入ってしまう）のを改修。

### (3) 今後の予定

平成25年度には上記のほか、要望16項目、バグ24項目についても改修に着手。  
リリースは平成26年度。

### (4) 要望・バグ項目数

区分	改修済	改修中	未改修	計
要望	137(73)	14(45)	98(120)	249(238)
バグ	146(133)	31(8)	78(91)	255(232)
計	283(206)	45(53)	176(211)	504(470)

平成25年9月20日現在。( )内は平成25年4月26日時点。  
その他、外部XMLデータ取込み機能を追加済。

※ ご要望については、重要なものを整理し、バグと合わせて平成26年度中に改修を完了させることを目標とします。

### Ⅲ 建築士・事務所登録閲覧システムの改修状況

## 1. 建築士・建築士事務所関連の共通事項

### (1) 通知書等の EXCEL 出力

建築士登録証明書・建築士事務所登録証明書・建築士事務所登録通知書（登録・変更・更新・抹消通知書）に関して、各利用者が EXCEL ファイルで帳票を登録し、当該各利用者の作成した帳票に出力を行う。

これにより、都道府県知事名や指定（事務所）登録機関の名称などを自由なレイアウトとし、いつでも変更することができるほか、注意書なども入れた帳票とすることができる。

なお、添付ファイル（外字）がある場合には全て出力し、それを使用するかどうかは（EXCEL で若干の編集を行い）利用者が決めることができる。

## 2. 建築士関連

### (1) 事務処理メニューの免許証用データ出力のソート順

ソート順に「受付番号」を追加する。

検索条件に一致するレコードが存在しません。

検索条件

登録年月日/発行年月日/登録処理年月日	平成 24 年 9 月 1 日 ~ 平成 25 年 6 月 25 日
受付番号	
建築士区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造 登録番号 第 号 ~ 第 号
手続種別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再交付 <input checked="" type="checkbox"/> 事項変更 <input type="checkbox"/> 住所変更等を除く <input type="checkbox"/> 事項変更+住所変更等 <input type="checkbox"/> 再交付+事項変更 <input type="checkbox"/> 再交付+住所変更等 <input type="checkbox"/> 再交付+事項変更+住所変更等
手続理由	<input type="checkbox"/> 再交付(汚損) <input type="checkbox"/> 再交付(写真変更) <input type="checkbox"/> 再交付(亡失) <input type="checkbox"/> 再交付(その他) <input type="checkbox"/> 事項変更(携帯免許) <input type="checkbox"/> 事項変更(姓名) <input type="checkbox"/> 事項変更(旧姓追加) <input type="checkbox"/> 事項変更(その他)
並び替え	第1優先 建築士区分 <input checked="" type="radio"/> 昇順 <input type="radio"/> 降順 第2優先 手続種別 <input checked="" type="radio"/> 昇順 <input type="radio"/> 降順
表示件数	<input checked="" type="radio"/> 20件

検索結果

選択	登録番号	登録年月日	区分	手続	氏名
<input type="checkbox"/>					

※「すべて選択」で検索結果を全件選択します。



### 3. 建築士事務所関連

#### (1) 改行による印刷時エラーのバグ改修

立入調査結果等に「改行」があると、事務所検索の印刷時にエラーが発生するバグを改修

#### (2) 履歴の表示を年月日順にする

従来、履歴は「新規」、「更新」、「変更届」のときのみ作成しており、「届出年月日降順」で表示していた。

今般「業務報告書」登録時にも所属建築士等の履歴が残る様にしたので、履歴表示順に関しては「報告受理年月日」を「届出年月日」として扱うことにより、処理した順に履歴が表示できるようにする。

【従来】業務報告2回目→業務報告1回目→更新1回目→変更届1回目→新規業務報告が（「届出年月日」が無いために）最後にまとまって表示されてしまっていた。

【今後】業務報告2回目→更新1回目→業務報告1回目→変更届1回目→新規届出年月日又は報告年月日の降順に表示される。

なお、届出年月日又は報告年月日が同一のときは、履歴が作成された降順に表示する。

#### (3) 所属建築士に関する定期講習受講情報出力機能の拡充

所属建築士に関する定期講習受講情報について従来の①に加えて②も出力する

①自都道府県で登録された建築士事務所の一級、二級又は木造各所属建築士に関する、定期講習受講情報等を入力する（二級、木造は他県で建築士登録された者を含む）  
…現行仕様

②①に加えて、自都道府県で建築士登録された二級又は木造建築士に関して、他都道府県で事務所登録された事務所の所属建築士に関する定期講習受講歴等の情報を出力する

（次頁 画面イメージ参照）

なお、建築士事務所検索→定期講習受講歴出力で、出力されたファイルには、定期講習修了年月日（最新）は出るが、構造・設備設計一級建築士定期講習修了年月日（最新）が出ないので、それも出力対象とする（但し、構造・設備設計一級建築士定期講習は所属建築士以外でも受講義務があるので、参考としての出力である）。

建築士事務所 検索

ヘルプ 閉じる

■ 現状情報に関する検索項目 (詳細条件を表示する)

登録番号

事務所資格区分  一級  二級  木造

登録年月日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

事務所名称

管理建築士氏名

管理建築士登録都道府県

管理建築士登録番号 第 号

管理建築士資格区分  一級  二級  木造

■ 更新等履歴に関する検索項目 (詳細条件を表示する)

並び替え 事務所登録番号  昇順  降順

表示件数  20件  50件  100件

検索 クリア

■ 検索結果

検索結果 0件

登録番号	登録年月日	区分	事務所名称

印刷 定期講習受講履歴出力 全項目出力 選択項目出力

財団法人建築行政情報センター  
お問い合わせ: tolawase@icba.or.jp

「定期講習等全件出力」とし、検索の有無に関わらず出力できるようにする

従来の「定期講習受講履歴出力」はそのまま生かす

#### (4) ワーニング

所属建築士の登録の際、他事務所で管理建築士に登録している場合にもワーニングを出す。

「他事務所で管理建築士に登録しています」

#### (5) 管理建築士・所属建築士の印刷機能

建築士事務所情報を画面表示させた際には表示されている管理建築士・所属建築士の定期講習受講情報が、現在は印刷されないので、印刷を行うようにする。

#### (6) 業務報告登録時の建築士人数修正

業務報告登録時に所属建築士だけでなく建築士人数も修正できるようにする。

「業務報告受理」の画面

建築士事務所 業務報告受理

ヘルプ 閉じる

登録 前頁

■ 管理建築士

建築士氏名フリガナ	132001	旧姓	
建築士氏名	132001	氏名イメージ表示	
*建築士資格区分	<input type="radio"/> 一級 <input checked="" type="radio"/> 二級 <input type="radio"/> 木造	*登録を受けた都道府県名	13:東京
*建築士登録番号	第 132001 号	資格確認	確認 (前日までの情報)
建築士登録年月日	平成 14 年 1 月 1 日		
管理建築士講習修了年月日	平成 14 年 1 月 1 日	管理建築士講習修了番号	第 132001 号
定期講習修了年月日(最新)	平成 23 年 2 月 1 日	定期講習修了番号	第 T1320010 号
構造設計一級建築士証 交付番号	第 号	設備設計一級建築士証 交付番号	第 号

更新 照会

■ 建築士DB情報(最新情報)

## 「変更届」の画面

建築士事務所 変更届 ヘルプ 閉じる

■ 所属建築士人数

一級建築士	二級建築士	木造建築士	構造設計一級建築士	設備設計一級建築士
1名	1名	1名	名	名

■ 管理建築士

建築士氏名フリガナ	132001	旧姓	
建築士氏名	132001	氏名イメージ表示	
*建築士資格区分	<input type="radio"/> 一級 <input checked="" type="radio"/> 二級 <input type="radio"/> 木造	*登録を受けた都道府県名	13:東京
*建築士登録番号	第 132001 号	資格確認	<input type="button" value="確認"/> (前日までの情報)
建築士登録年月日	平成 14 年 1 月 1 日		
管理建築士講習修了年月日	平成 14 年 1 月 1 日	管理建築士講習修了番号	第 132001 号
定期講習修了年月日(最新)	平成 23 年 2 月 1 日	定期講習修了番号	第 T1320010 号
構造設計一級建築士証交付番号	第 号	設備設計一級建築士証交付番号	第 号

■ 建築士DB情報(最新情報)

## (7) 業務報告登録時の仕様について

- 追加された管理建築士等を確認するページでしか「登録」処理が行えない。  
1 ページ目に「登録」ボタンを追加する。

建築士事務所 業務報告受理 ヘルプ 閉じる

■ 年次業務報告履歴

*報告受理年月日	平成 25 年 6 月 27 日
*事業年度	平成25年度
報告書資料	<input type="button" value="参照"/>
備考	
その他添付資料	<input type="button" value="参照"/>

■ 登録事務所情報

建築士事務所 業務報告受理 ヘルプ 閉じる

■ 管理建築士

建築士氏名フリガナ	132001	旧姓	
建築士氏名	132001	氏名イメージ表示	

## (8) 法第26条による取消し処分事務所の役員等CSV出力機能

処分の区分が「法第26条による取消し」の全事務所に関して、「処分年月日」「事務所区分(級)」「事務所登録都道府県」「事務所登録番号」「事務所の郵便番号」「住所」「事務所名」「開設者氏名」「役員氏名」(役員については役員氏名は全データ縦方向に出力)を出力する。

建業士・事務所登録閲覧システム  
Database System Shared by Building Administration

日時 2013年6月27日 15時05分 ログインユーザ 東京一郎01さん ヘルプ 閉じる

検索閲覧処理メニュー

- 検索閲覧
  - 事務所検索
  - 事務所閲覧
  - 事務所照会
- データ抽出
  - 法第26条取消し事務所役員名

WEB対応変更届  
建築士: 0件  
事務所: 0件

前回ログイン  
2013年6月26日 18時06分

財団法人建築行政情報センター  
お問い合わせ to:awase@icba.or.jp

Copyright © 2008 ICBA All rights reserved.

## (9) 建築士事務所登録リストのEXCEL出力

登録区分・登録都道府県・登録番号・登録年月日・登録の有効期限・事務所名称・個人法人の別・個人申請者氏名 or 法人名,法人開設者役職名,法人開設者氏名・管理建築士の区分,登録都道府県,登録番号・事務所郵便番号・所在地・所在地ビル名・電話番号・処分情報(有りの場合は有と出力)をEXCELで出力する。

## (10) 業務報告督促の検索条件に事業年度を入れる

建築士事務所 業務報告督促

検索条件

「事業年度」を追加

和暦部分はプルダウン～平成と空白・年は手入力(数字のみ可、全半角同一視)

業務報告期間 平成 25年 3月 1日 ~ 平成 25年 3月 31日

決算月  月  決算月未登録

業務報告の有無  有り  無し

事務所資格区分  一級  二級  未達 登録番号 001

事務所名称

並び替え 登録番号  昇順  降順

表示件数  20件  50件  100件

検索 クリア

検索結果

検索結果 1件

選択	登録番号	登録年月日	区分	報告受理年月日	事業年度	決算月	新規登録年月日	事務所名称
<input checked="" type="checkbox"/>	001	平成25年4月15日	一級	平成25年5月23日	平成25年度		平成25年4月15日	001

すべて選択 すべて解除 抽出

※「すべて選択」で検索結果を全件選択します。

財団法人建築行政情報センター  
お問い合わせ to:awase@icba.or.jp

Copyright © 2008 ICBA All rights reserved.

## (11) 業務報告内容管理の検索機能拡充

「建築士事務所 業務報告内容管理」の検索条件に事務所登録の「有効」を加える

建築士・事務所登録閲覧システムの「建築士事務所 業務報告内容管理」画面において、設計等業務報告書の提出状況を確認することができるが、既に抹消されている事務所も抽出されるため、「有効」で絞り込みができるようにする。

建築士事務所 業務報告内容管理

ヘルプ 閉じる

事務所ステータス 有効 無効(抹消・取消・廃業) ←追加

検索条件

事務所資格区分 一級 二級 木造 登録番号

事務所名称

並び替え 報告受理年月日 昇順 降順

業務報告提出年月日 平成 25 年 6 月 27 日 までの6年間

検索 クリア

検索結果

登録番号
事務所名称

検索結果 0件 0 / 0

報告受理年月日	事業年度	備考
---------	------	----

## (12) 事務所の登録処理リストに関する改修

「手続種別」で、「廃業・抹消」が一括になっているのを別々に出力できるようにする。

## (13) 業務報告受理画面で事業年度をデフォルトで前年度とする

## 4. その他の改修

インターネットエクスプローラー10においても、互換モードを使用することにより、建築士・事務所登録閲覧システムが利用できるように改修する（現在は調査中、今年度中に改修予定）。

## 5. 建築士・事務所登録閲覧システム「無料版」から「有料版」への移行について（特定行政庁及び指定確認検査機関対象）

### （1）スケジュール

平成 25 年 4 月	「有料版」の利用料見直し 2 年度前の建築物（工作物、昇降機、計画変更を除く）の年間確認件数 1 件当たり 200 円で算定してきたところ、150 円に改定。 また、法令データベースの利用を選択制に改定。
平成 25 年 11 月	指定確認検査機関における専用回線工事受付中
平成 26 年 1 月末	「無料版」提供終了、2 月より有料版のみ提供

### （2）留意事項

- ・「無料版」と「有料版」は、接続先やユーザ ID が異なります。ユーザ ID の発行には約 1 週間を要します。
- ・指定確認検査機関におかれましては、専用回線敷設に約 2 ヶ月を要します。
- ・現在無料版利用中の方に、有料版への移行時期等について電子メールにてご連絡しております。お早目にご回答くださるようお願いいたします。

## IV 通知・報告配信システムの普及策

## 1. 通知・報告配信システムの現状

現在、通知・報告配信システムでデータの送受信を実施している機関は下表のとおり。

No	指定確認検査機関（送信側）	特定行政庁（受信側）	備考
1	（一財）富山県建築住宅センター	富山県、富山市	指定機関A
2	（一財）福井県建築住宅センター	福井県、福井市	指定機関A
3	（一財） 静岡県建築住宅まちづくりセンター	静岡県、静岡市ほか県 下特定行政庁	指定機関B
4	（一財）滋賀県建築住宅センター	滋賀県下特定行政庁	指定機関B
5	（公社）高知県建設技術公社	高知県、高知市	指定機関A
6	（一財）福岡県建築住宅センター	大牟田市	指定機関B
7	ビューローベリタスジャパン（株）	さいたま市	指定機関B （試用利用）

## 2. 通知・報告配信システムの課題

### ①特定行政庁から紙とデータの両方を求められた場合、指定機関のメリットがない。

指定機関では、通知・報告関係書類のスキャナ画像作成により紙送付が不要となることを期待されているが、特定行政庁では、建築工事届などの台帳・帳簿登録閲覧システムに入力していない書類については、従前どおり紙送付が望ましく、結局紙とデータの両方を求めることとなる。この場合、指定機関のメリットがなくなってしまう。

**【対応策】** 紙を省略しない場合も指定機関にメリットが出せないかを一部特定行政庁及び指定確認検査機関の協力を得て検証する。  
また、紙を省略した場合の特定行政庁における影響を一部特定行政庁及び指定確認検査機関の協力を得て整理する。

### ②特定行政庁が EXCEL ファイルを求めるケースがある

特定行政庁では従前より、指定機関の物件は特庁物件とは別に EXCEL で管理しているところがある。この場合、通知・報告配信システムでのデータ送信は現時点ではなじまず、指定機関には EXCEL ファイルの送信が求められることとなる。

**【対応策】** 現状に合わせ、EXCEL による送受信の方法を確立する。

## 3. ICBAによる取り組み

### （1）指定確認検査機関の送信パターン

指定確認検査機関によるデータ送信の方法として、A～Dのパターンを用意しています。

- |                          |                |
|--------------------------|----------------|
| A（台帳・帳簿登録閲覧システム利用者）      | : システムの機能で直接送信 |
| B（NICEシステム利用者又はI/Fを開発）   | : XMLファイルを送信   |
| C（所定フォーマットによるCSV出力機能を開発） | : CSVファイルを送信   |
| D（現行システム環境のまま）           | : CSVファイルを送信   |



## (2) 個別調整

次の要件に該当する場合、特定行政庁及び指定確認検査機関双方に利用メリットが期待できます。この場合、双方の運用方法、運用開始時期を I C B A にて調整させていただくことも可能ですので、ぜひご一報ください。

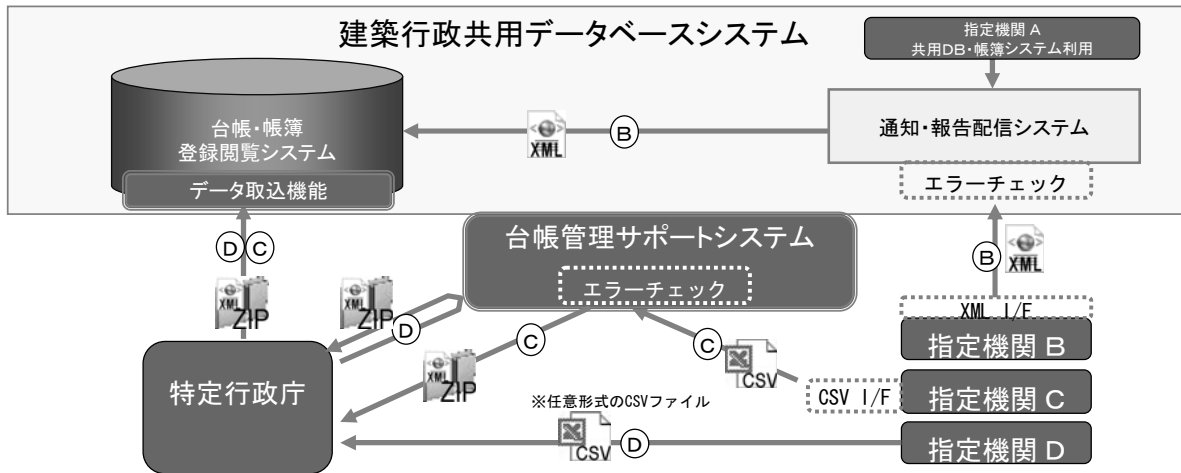
### ①特定行政庁：一部書類を除きデータのみ送信とすることが可能な場合

建築工事届等の一部書類を後日まとめて送付し、通常のお知らせ報告はデータのみとしても特定行政庁の運用で問題を生じない場合は、相手方の指定確認検査機関にも利用メリットが期待できます。

### ②指定確認検査機関：申プロによるメディア申請の普及を望む場合

確認申請プログラム（有料）を、指定確認検査機関の窓口にて、データ送信件数に応じた本数分を無料配布できる制度を設けました（「新・申プロ特別提供制度」）。これにより、指定確認検査機関の顧客サービスの向上、申請者からのデータ提供によるデータ入力業務の軽減等の利用メリットが期待できます。

指定機関A～Dの送信方法概念図



指定機関BによるXMLファイルの例

```
<?xml version="1.0" encoding="utf-8" ?>
- <建築計画概要書3号_建築物 xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance"
  xmlns:xsd="http://www.w3.org/2001/XMLSchema"
  xmlns="http://www.icba.or.jp/schema/kenchiku_gyosei_kyoyo_db/1.0">
- <管理情報>
  <バージョン>1.1</バージョン>
</管理情報>
- <第一面>
  - <建築主リスト>
    - <建築主>
      <代表区分>1</代表区分>
      <氏名フリガナ>サイダン タロウ</氏名フリガナ>
      <氏名>財団 太郎</氏名>
      <郵便番号>162-0825</郵便番号>
      <住所>東京都新宿区神楽坂1-15</住所>
```

指定機関Bで利用する送信画面



指定機関CによるCSVファイル

A	B	C	D	E	F	G	AA	AB	AC	AD	
報告、自機関フラグ	報告書番号	報告年月日	計画変更区分	確認済証番号	確認済証交付年月日	審査の結果	建築主_氏名カナ1	建築主_氏名1	建築主_郵便番号1	建築主_住所1	建群
1	2013報告書番号012345	2013/1/1	0	2013確認済証番号012345	2013/1/2	適合	サイダン タロウ	財団 太郎	100-0001	南北県瑞穂市瑞穂-1	
1	2013報告書番号012346	2013/1/1	0	2013確認済証番号012346	2013/1/2	適合	アンドウ シロウ	安藤 次郎	100-0002	南北県瑞穂市瑞穂-2	
1	2013報告書番号012347	2013/1/1	0	2013確認済証番号012347	2013/1/2	適合	イノウエ サブロウ	井上 三郎	100-0003	南北県瑞穂市瑞穂-3	
1	2013報告書番号012348	2013/1/1	0	2013確認済証番号012348	2013/1/2	適合	エガワ シロウ	江川 四郎	100-0004	南北県瑞穂市瑞穂-4	
1	2013報告書番号012349	2013/1/1	0	2013確認済証番号012349	2013/1/2	適合	オノダ コロウ	小野田 五郎	100-0005	南北県瑞穂市瑞穂-5	

## V 新・申プロ特別提供制度

## 1. 特別提供制度の趣旨

通知・報告配信システムを活用した指定確認検査機関から特定行政庁へのデータ送信については、若干広がりつつはあるものの、まだ一般的にはなっておりません。その一因として、データの受け手である特定行政庁にはデータ入力手間の軽減メリットが発生するのに対し、データの送り手である指定確認検査機関にとっては、かえって手間がふえてしまうという状況があると考えております。

そこで、既に通知・報告配信システムを活用いただいている指定確認検査機関の皆様にとってよりメリットのある方策を検討した結果、現在ICBA情報会員の特典として提供している「確認申請プログラム(新・申プロ)」を無償提供させていただく「特別提供制度」を創設することとしました。

その結果、以下に掲げるメリットが生じると考えます。

- ①新・申プロでの申請が増えることにより、申請データの入力手間の軽減が図れる
- ②他の指定機関との顧客サービス面での差別化が図れる

以下、その内容をご説明します。

## 2. 制度の内容

### ①提供条件・方法

提供本数(ライセンス数)	年間200件送信毎に10本(ライセンス)
提供方法(ICBA→貴機関)	CD-ROM、DVD-R等、メディアに記録して提供
申請者への配布方法	メディアの種類(CD、USB)は各機関で決定して下さい。(原則として1社につき1ライセンス)
対象となる申請者	得意先顧客
配布時の手続	他機関への申請や、複数台のPCへのインストールを禁止する誓約書(別紙2)を取り交わして下さい。
配布後の手続	配布対象者をリスト化して、毎月1回定期的に提出していただきます。

### ②サポート

送付いただいたリストを元にサポートを行います。

※リストに記載のない方には問い合わせを受けてもサポートいたしませんのでご注意ください。

### ③説明会

ご希望に応じて、特別提供を行っている指定確認検査機関の顧客向けに、新・申プロの操作説明会を行います。

主催	各指定確認検査機関(ICBAは共催、後援等の位置付け)
募集方法	各指定確認検査機関にて募集と参加者の取りまとめを行う。 ICBAのWeb、メルマガ等でも告知する
定員	20名(1人1台のPCで実習形式)
会場	原則として主催する機関の会議室等(難しい場合は近隣の貸会議室等)
説明時間	2時間前後
費用負担	(ICBA負担) 資料作成費、資料郵送費、講師交通費、PC運送費、会場費(必要な場合)など (指定機関負担) 自社での募集と取りまとめに係る費用
開催回数	特に回数制限等はなし(需要があれば定期的な開催も可能)

### ④告知用資料

ご要望に応じて、窓口配布用等の告知用資料も作成いたします。

## 3. 特別提供制度利用のための手続き

「確認申請プログラム特別提供制度の利用に関する協定」を取り交わします。



## VI 既存台帳の電子化

## 建築確認台帳等電子化・データ移行支援業務について

当財団では、過去に実施した数多くの特定行政庁の建築確認台帳等電子化の経験を活かし、特定行政庁の建築確認台帳・建築計画概要書の電子化・データ移行の支援を行っています。主な支援のメニューは、以下のとおりです。

### I 電子化一式の受託について

アスベスト補助金<sup>※1</sup>、耐震改修補助金、緊急雇用創出推進事業等により、建築確認台帳等を電子化・パンチ入力し、建築行政共用データベースシステム（共用DB）に投入する電子化の一連の業務を受託しております。

※1 アスベスト補助金は平成 29 年度までの時限措置として、アスベスト台帳の整備、アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成費について100%国庫補助を充てることができます。  
また、対象建築物はアスベスト含有建築物に限らず、全ての建築物を対象とすることができます。

過年度においては、「データ作成・投入に関する十分な技術的知見と経験を有する唯一の団体であること」を理由とし、アスベスト台帳整備事業等数多くの業務を随意契約で受託しております。

なお、電子化されたデータの品質に問題がある場合、共用DBに投入する「中間データ」作成時に何度も修正作業が発生することがあります。これらエラー等が多数発生すると、共用DBへのデータ投入が行えません。

こういった状況を未然に防ぐためにも、電子化業務時に当財団がマネジメント業務を行うなど、何らかの形で業務に関与できる契約条件を設定していただくことをご検討ください。

費用については、各受託業務によって作業内容が異なることから、個別見積もりとしています。



## II 電子化支援システムとデータ作成サービスのご提供について

電子化業務においてデータの品質や作業効率を上げるために、以下のサービスを提供しております。

### ① 電子化支援システム

確認台帳等の様式が特定行政庁によって異なることから、様式毎にカスタマイズを行った電子化支援システムを構築・提供いたします。これによりデータの品質や作業効率を上げることが可能です。本システムは、ASP<sup>※2</sup>で提供します。

※2 ASPとは、アプリケーションソフトをインターネット等を通じて顧客に提供するしくみのこと。ユーザはWebブラウザを通じて、サーバにインストールされたアプリケーションソフトを利用します。この形態のアプリケーションを利用すると、ユーザのパソコンには個々のアプリケーションソフトをインストールする必要がなく、企業の情報システム部門ではインストールや管理、アップグレードにかかる費用・手間を節減することができます。

### ② 「電子化支援システム」により作成されたデータを共用DBへ移行するための「データの作成・投入サービス」

共用DBに投入するデータを作成するには、一定の必須項目の入力やデータ仕様（入力文字、日付形式、データの重複ルール等の入力規則）を満足するXMLファイルを作成する必要があります。これら条件を満たしたデータを作成し、共用DBに投入します。

費用については、各特定行政庁の作業内容（台帳等の書式、データ件数、入力項目数、PDF添付の有無、作業期間等）に応じて、個別にカスタマイズしてサービス提供することから、個別見積もりとしています。

## III 既存のExcel、Access や独自システムの共用DB等へのデータ移行について

紙の台帳だけでなく、既存の電子データ（CSV、Excel、Access など）による台帳データ等に移行する場合は、件数・データサンプル等を元に、個別にお見積もりします。

問合せ先 一般財団法人建築行政情報センター

建築行政研究所 (担当) 小池・夏井

Tel : 03-5205-6132 e-mail : gr-kenkyu@icba.or.jp

確認台帳等・概要書電子化・既存データ(CSV)移行 実績一覧

平成 25 年 11 月 1 日

No	年度	特定行政庁	業務内容	補助金等
1	H21	北海道	概要書入力 概要書 PDF 化	緊急雇用
2	H22	室蘭市	確認台帳等電子化一式	緊急雇用
3	H22	山形県	入力支援ツール提供 および入力支援ツールからのデータ移行	アスベスト
4	H22	福島県	入力支援ツール提供 および入力支援ツールからのデータ移行	アスベスト
5	H22	那須塩原市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
6	H22	日立市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
7	H22	新潟市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
8	H22	島根県	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
9	H22	松江市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
10	H22	浜田市	確認台帳等電子化一式	アスベスト
11	H22	津山市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
12	H22	愛媛県	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
13	H22	長崎県	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
14	H22	佐世保市	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
15	H22・23	日光市	確認台帳等電子化一式登記情報調査	アスベスト
16	H23	秋田市	確認台帳等・概要書電子化一式	アスベスト
17	H23	倉吉市	確認台帳等電子化一式登記情報調査	アスベスト
18	H23	千葉県	確認台帳等・概要書電子化マネジメント (確認台帳等電子化支援)	アスベスト
19	H23	葛飾区	確認台帳等・概要書電子化一式住宅地図整理	緊急雇用
20	H23	中野区	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	緊急雇用
21	H23	富山市	確認台帳等電子化一式	緊急雇用
22	H23	山梨県	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
23	H23	福島県	電子化支援システム提供(csvデータの変換) および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
24	H23	大阪市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
25	H23	大津市	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	単独費
26	H23	習志野市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	緊急雇用
27	H23	松戸市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	緊急雇用
28	H23	鳥取市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
29	H23	守山市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
30	H23	宮城県	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
31	H23	古河市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
32	H23	島根県	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
33	H23	長崎県	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
34	H23	千葉県	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
35	H23	つくば市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
36	H24	宇都宮市	確認台帳等・概要書電子化マネジメント・ アスベスト台帳整備(確認台帳等電子化支援)	アスベスト
37	H24	広島県	電子化支援システム提供(建築物台帳、定期報告台帳) および電子化支援システムからの共用DBデータ登録	単独費
38	H24	沖縄県	確認台帳等電子化マネジメント業務 (アスベスト台帳データベース作成支援)	アスベスト
39	H24	千葉県	台帳・概要書 PDF ファイル登録マネジメント業務	アスベスト
40	H24	茂原市	確認台帳等電子化マネジメント業務	緊急雇用
41	H25	江東区	確認台帳等電子化一式	単独費
42	H25	福山市	確認台帳等電子化マネジメント業務	アスベスト
43	H25	福島県	電子化支援システム提供	アスベスト
44	H25	沖縄県	確認台帳等電子化マネジメント業務	アスベスト
45	H25	青森県	Excel 台帳データからの共用 DB データ投入	単独費

# 確認台帳等電子化支援システムのご案内

平成 25 年 11 月 1 日  
一般財団法人建築行政情報センター(ICBA)  
建築行政研究所

ICBA では、紙による確認台帳や建築計画概要書の情報を電子化するための確認台帳等電子化支援システムの提供を行っております。

また、現在、国土交通省においては、アスベスト対策に係る建築物台帳のデータベース作成費用について、補助率 10/10 となっております(限度額なし、平成29年度まで)。本業務を行う上でも確認台帳等電子化支援システムを活用してアスベスト台帳のデータベース化が行えます。このほか、緊急雇用促進事業、耐震改修促進事業(補助率 5/10)での確認台帳等電子化でもご利用できます。また、単独費用で電子化される場合もご相談ください。

## システムの画面イメージ

本システムには、確認台帳・概要書等を入力する画面、対象物件を地図上で特定する画面(オプション)、スキヤニングした台帳等の PDF をアップロードできる画面、入力した台帳を検索・表示する画面、入力選択肢を追加・整備できる画面、入力担当者の入力状況を管理する画面等があります。

**建築支援システム**

□□県

ホーム 物件管理 物件新規登録 マスターデータ管理 ユーザー管理 ログアウト

物件新規登録

下記の情報を入力し、「送信する」ボタンをクリックしてください。

ごんには、○○○さん

- ホーム
- 物件管理
- マスターデータ管理
- ユーザー管理
- 登録情報変更
- パスワード変更
- ログアウト

審査・報告種別※  審査  報告 一般計画区分※  確認申請  計画通知

申請区分※  確認申請  計画変更

受付日※ 昭和 年 月 日 受付番号※ 海匝 海匝一般 + PDF

建築主氏名のフリガナ 建築主氏名 郵便番号

住所 千葉県 市区部 電話番号

敷地の位置 地名地番 千葉県 市区部 申

都市計画区域の内外の別  都計内  都計外

用途地域  住居系  商業系  工業系  指定なし その他

防火地域  防火  準防火  指定なし 22条 その他

その他の区域地域  6条  風致  公園  区画整理 その他

主要用途  専用住宅  併用住宅  共同住宅  倉庫  車庫  事務所

工事種別  新築  増築  改築  移転  用途変更  大規模の修繕

建築物地上高さ 地下階

地上階数 1 2 地下階

主要構造  W  S  RC  SRC その他

一部構造  W  S  RC  SRC その他

敷地面積

建築面積 申請部分 申請以外の部分 合計

敷地の地名地番等で自動的に位置表示します。

住宅地図調査情報

地図帳: 2011年 月 日 ページ: 1 標記号: 1 標記号: 1 移動 | ポジション | 自動取得 | 作成開始 | 1.6 尺 | 作成終了

位置特定

緯度	経度	列記属性名称	建築物の部屋数	階数種別	階数	部屋番号
48.139453	127.46713	0				

©2012 ZENRHA CO., LTD.

## システムの利用環境

パソコン上に特別なソフトをインストールする必要は一切ありません。

インターネット環境があれば、ブラウザにてすぐに利用可能です。

※IE8以上でのご利用をお勧めいたします(その他のブラウザでも動作は可能ですが、念の為ご確認ください)。

## ■ システムの特徴

- ⊕ 大量のデータを一定のルール(入力制限や必須項目の設定)の元に、確実かつ迅速な入力が可能です。
- ⊕ 入力項目については、それぞれの特定行政庁の確認台帳に応じてカスタマイズいたします。
- ⊕ 年代別に複数の異なる様式がある場合も対応可能です。利用者毎に様式を設定・変更できます。
- ⊕ PDF化した台帳や概要書を、画面で閲覧しながら入力することが可能です。台帳等を複写することによる管理の煩雑さがなくなると同時に、PDF化した台帳等と入力したデータの紐付けが自動的に行われます。(アップロード機能有)
- ⊕ 「平成」等元号の入力時基本設定を利用者毎にカスタマイズできるなど、補助機能も充実しています。
- ⊕ 択一選択、複数選択等の項目や表示順番を整備する画面を実装しています。
- ⊕ 作業の流れを「入力済」→「チェック済」のようにステータスで管理することが可能です。ステータスは作業し易いように変更できます。なお、チェック作業は一度に100件ずつ、画面に表示して行えます。
- ⊕ 入力後、入力内容の確認を、別の担当者が行う場合などに専用のフラグの設定も可能です。さらに、必要に応じて、行政庁の担当者がお手元のパソコンにおいて容易に修正が可能です。
- ⊕ どの利用者が何を入力したか、1日何件入力したか、何時作業を行ったのかなど、作業進捗状況の管理や作業する方の勤怠管理も容易です。
- ⊕ 複数の場所、あるいは定まった時間外で入力作業を実施する場合など、トータルの作業管理が容易です。
- ⊕ 複数の作業チームで別々の管理を行いながら、行政庁側で一元管理(チェック)を行うことも容易です。
- ⊕ 入力データは暗号化され、インターネット回線を利用して強固なセキュリティのサーバに格納されるとともに、日毎のデータは自動的にバックアップされます。
- ⊕ 作業環境のIPアドレスを制限することが可能ですので、その環境以外のコンピュータではログインすることができません。さらに、細かい権限設定で、入力データをダウンロードする権限を持つ人を限定できます。
- ⊕ 確認台帳のデータ参照が容易です(閲覧権限のみの設定も可能です)。
- ⊕ アスベスト対策、耐震改修対策のための、現住所及び所有者情報特定作業が可能な地図システム(オプション)をご利用頂けます。

## ■ 所要費用

電子化支援システムのご利用と、データ変換(共用DBへデータ投入するための中間ファイル作成)及び共用DBへのデータ投入は原則としてセットとなります。

- (1) 電子化支援システム利用＋中間ファイル作成及び共用DBデータ投入費用 : 個別見積もり(※1)  
(2) 上記費用 ＋ 地図(場所特定、敷地作図及び所有者特定)機能 : 個別見積もり(※2)

(※1) 許認可、定期報告その他の台帳やPDFとの紐付けがある場合など、各行政庁様のニーズに応じてお見積もりいたします。更に、電子化支援システムの機能・項目数・利用期間・利用人数等によっても費用は異なります。

(※2) アスベスト台帳整備について当システムのご活用頂いた場合も、10/10が補助対象となります。

当システムは、電子化作業が終了後において、次年度以降もご利用頂くことが可能です。その場合には、地図上から、概要書PDFを閲覧、検索した物件を地図上に表示することができるなどの機能をご利用いただけます。詳しくは「建築行政地図情報システム」の案内資料をご参照ください。

### 問合せ先

ICBA 一般財団法人建築行政情報センター  
建築行政研究所 小池、夏井 E-mail: [gr-kenkyu@icba.or.jp](mailto:gr-kenkyu@icba.or.jp)  
TEL: 03-5206-6132(直通)  
TEL: 03-5225-7701(代表)

## **Ⅶ 建築行政マップ（耐震改修促進版）等**

# 建築物の耐震改修・調査等の管理が簡易にできる

一般財団法人 建築行政情報センター  
お問合せ先 : 03-5206-6132 福田

## “ 建築行政マップ ” のご案内

Information !  
耐震改修促進法の一部改正が  
平成 25 年 11 月 25 日に施行

建築行政マップ【耐震改修促進版】は、各行政庁が管轄するエリア内の耐震診断等に関する情報について、地図を使うことにより簡単に管理できる仕組みです。

### 建築物の位置情報をベースに建築確認情報、所有者情報、そして耐震改修関連施策の進捗状況を一元管理できる

The image displays three overlapping screenshots of the web application interface:

- 物件情報 (Property Information):** Shows fields for completion dates (e.g., 平成5年4月30日), registration numbers (e.g., 2007), and building details like main use (e.g., 共同住宅, 店舗) and floor area (e.g., 213.44).
- 所有者情報 (Owner Information):** Includes fields for address, building type, and owner details.
- 耐震管理情報 (Seismic Management Information):** Contains checkboxes for seismic diagnosis status (e.g., 対象, 対象外, 留保, 未定, 不明), building type (e.g., 大規模建築物, 避難経路沿道沿建築物, 防災拠点建築物), and repair status (e.g., 改修不要, 改修必要, 判定留保).

各行政庁独自の管理項目も設定できます。

### 登録データで検索、抽出ができ、それら建築物を地図上で一覧表示できる

地図上、耐震診断済みは青色、未診断は赤色のピンのように一覧表示が可能です。データは CSV 抽出により、各種統計処理も容易です。

The image shows the search and map interface:

- 検索 (Search):** A sidebar with filters for building type, location, and date. Below it is a table of search results with columns for building type, date, and status.
- 地図 (Map):** A Google Maps-style interface showing a city street view with colored pins (red for undiagnosed, blue for diagnosed). A popup window shows details for a specific building, including its type and completion date.

### 現地への対応(指導)履歴の管理、書類の(現場写真等)管理ができる

現地訪問、調査等の履歴管理が容易にできます。現場写真や調査、各種申請書の PDF も管理可能です。

The image shows a form for managing field visits:

- Fields for location status (e.g., 位置特定済, 位置未特定, 避難経路沿道沿).
- A table for recording visits with columns for date (年月日), category (区分), and details (詳細).
- A '経緯' (Notes) field with a plus sign for adding content.

### ベースマップは Google maps だから、ストリートビュー、航空写真(都市部は 45 度アイソメ有)で現場の事前確認も容易

普段使い慣れている Google maps だから、直感的に操作が可能です。インターネット上での利用になりますので、出先機関等でも同時利用が可能です(セキュリティ確保のため、接続先は予め申請していただきます)。



※建築行政共用データベースシステム(台帳・帳簿登録閲覧システム)から建築確認情報のデータを簡易にインポートすることができます。

## 建築行政マップ（耐震改修促進版）利用料

### 初期設定料

単位：円（税別）

行政庁種別	初期設定料	
	台帳S導入庁	台帳S未導入庁
都道府県	120,000	120,000
政令市	90,000	90,000
4-1設置市	60,000	60,000
4-2設置市	60,000	60,000
限定特庁	60,000	60,000
特別区	60,000	60,000

### データインポート料

単位：円（税別）

インポートデータ種別	データインポート料	
	台帳S導入庁	台帳S未導入庁
台帳S	100,000	-
その他	別途お見積り	別途お見積り

### 利用料

単位：円／年（税別）

行政庁種別	基本ID数	年間利用料	
		台帳S導入庁	台帳S未導入庁
都道府県	5	1,200,000	1,800,000
政令市	4	840,000	1,260,000
4-1設置市	3	600,000	900,000
4-2設置市	2	360,000	540,000
限定特庁	1	120,000	180,000
特別区	3	600,000	900,000

### 利用料のID追加料

単位：円／年（税別）

行政庁種別	ID数	年間利用料	
		台帳S導入庁	台帳S未導入庁
都道府県	1	120,000	180,000
政令市	1	105,000	157,500
4-1設置市	1	100,000	150,000
4-2設置市	1	90,000	135,000
限定特庁	1	60,000	90,000
特別区	1	100,000	150,000

※台帳Sとは、（一財）建築行政情報センターが提供する台帳・帳簿登録閲覧システムを表します。

※データインポート料のその他とは、エクセルやアクセス等のデータを表します。

# 「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」について

## I 背景

不特定多数の者が利用する大規模な建築物等の耐震診断の実施の義務付け等について定める建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）が平成25年5月29日に公布されたところである。

今般、改正法が公布の日から起算して6月を超えない範囲内において施行することとされていることから、政令において所要の事項を定めることとする。

## II 概要

**（１）建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**  
改正法の施行期日を平成25年11月25日とする。

**（２）建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令**

**①耐震診断の義務付けの対象となる公益上必要な建築物**

改正法第5条第3項第1号の公益上必要な建築物で政令で定めるものは、診療所、電気通信事業の用に供する施設、電気事業の用に供する施設、鉄道事業の用に供する施設、地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたもの等とする。

**②耐震不明建築物の要件**

改正法第5条第3項第1号の地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（耐震不明建築物）は、原則として、昭和56年5月31日以前に新築した建築物（同年6月1日以後に増築等の工事を行い、建築基準法の検査済証の交付を受けたものを除く。）とする。

※ 現行の耐震基準の施行日＝昭和56年6月1日

**③要緊急安全確認大規模建築物の要件**

階数3及び床面積の合計5,000㎡以上の病院、店舗、旅館等の不特定かつ多数の者が利用する建築物等（※）であって、耐震不明建築物であるものとする。

※・病院、店舗、旅館等：階数3及び床面積の合計5,000㎡以上

・幼稚園、保育所：階数2及び床面積の合計1,500㎡以上

・小学校、中学校等：階数2及び床面積の合計3,000㎡以上 等



## 建築物・道路情報閲覧

# 建築行政地図情報システム

建築行政共用データベースシステムのサブシステムである台帳・帳簿登録閲覧システムより建築計画概要書情報を連携取得し、地図による位置情報・概要書情報の表示や台帳記載証明書、処分等の概要書など、各種帳票の出力が行えるシステムです。

- 直感的な操作性で誰でもすぐ使える
- インターネットが使えるパソコンがあればOK
- 共用DB(台帳システム)とのデータ連携
- 道路情報のインターネット公開も可能(Web公開版)



## 建築物情報閲覧

地図上の表示情報から、詳細情報、PDF(概要書)の閲覧、処分等概要書の出力、台帳記載証明書の作成が簡単にできます。

ピンをクリックすれば、その物件の情報が表示されます。ポリゴン(敷地)をクリックすれば、その敷地内にあるピンを含む全ての情報が表示されます。複数の申請が一覧表示されることで、確実に目的の申請を特定できます。

豊富な検索機能で、特定の設計者の物件や大規模建築物の特定も容易です。

## 道路情報閲覧

様々な検索機能で、目的の道路を選定できます。その付近の住所を入力することで、目的の場所をすばやく表示すること、ズームアップやダウン機能で探すことも容易です。

道路クリックで、道路調書の閲覧が可能です。添付資料の閲覧(PDFや画像)も閲覧可能です。

行政庁ごとに、どこまでの内容を公開するかを個別カスタマイズできます。例えば道路種別まで、あるいは調書の表示までなど。もちろん行政庁内では全ての情報が閲覧、編集が可能です。(Web公開版)



行政庁内では、建築物表示と併せての利用が可能です。

道路ごとにWeb公開をするか、しないかを設定できます。(Web公開版)

## システムの特徴

### 確認申請(建築物)の確認済証発行時または検査済証発行時でも可:民間の報告等)

→共用DBにて入力したデータが地図情報システムに反映されたのち、地図上で物件の位置を特定(概要書情報と物件の位置の特定(関連付)作業(敷地形状ポリゴン作成または位置ピン指定)。色は進捗状況別等)に表示。

### 建築計画概要書(PDF)の閲覧、確認台帳(PDF)の閲覧、台帳記載証明書の発行

→地図上で物件を特定し、概要書情報の閲覧、概要書PDFの閲覧、台帳記載証明書等の発行が可能

### 地図情報システムにデータを保持するので、項目別の地図の一覧表示が可能

→平成5年度物件のみを表示、木造物件のみを表示、確認済証が発行されていない物件のみを表示などの利用が可能

### アスベスト台帳、定期報告、耐震改修など建築物等に関する様々な管理機能も実装可能

→アスベスト対象物件の管理機能や、耐震基準を満たしていない建築物の管理など、個別カスタマイズで対応可能

### 既存システムのデータ(建築物、道路)移行も可能(Uncityデータ可能)

→既存システムのデータ移行が可能 ※既存システムの仕様等必要な情報を開示していただく必要があります。

### 道路調書の入力、管理が可能

→Web公開、非公開の設定が可能  
→画像データの管理、PDFデータの管理が容易。Ipad等の利用で、現場での写真撮影、調査及びデータ登録も別途対応可能  
→特定行政庁ごとの個別カスタマイズが可能

- 既に地図(GIS)システムをご利用の行政庁様には、「建築行政台帳補助システム(地図機能無)」の提供が可能です。

地図情報システムと同様に共用DBにて入力した概要書データを連携し管理できます。

「豊富な検索機能」と「独自様式の台帳記載証明書発行機能」を具備しており、アスベスト対象物件等の管理項目についても個別カスタマイズで対応可能です。

- 建築行政地図情報(台帳補助)システムは、インターネットASPサービスとなります。

台帳・帳簿登録閲覧システムは、LGWAN利用のASPサービスです。当システムは汎用的なベースマップを利用した仕組みですので、インターネットASPサービスとなります。台帳・帳簿登録閲覧システムに登録したデータを、建築行政地図情報システムに連携致しますので、一体的な運用が可能です。インターネット回線に接続するにあたっては、個人情報保護審査会の要求水準を満たす十分な安全対策を講じます。

- ベースマップは、選択することが可能です。

基本的なベースマップはGoogle mapsですが、ゼンリン住宅地図(オプション)もご利用いただけます。

■ゼンリン住宅地図・・・最新の表札情報やオプションで電話帳情報等の詳細な情報検索が可能です。

■Google maps・・・全国の航空写真やストリートビューの利用が可能です。

※Google mapもゼンリンより情報を得ているため、ゼンリンと同様の表札(但し、集合住宅名称や公共建築物のみ)や家型等の表示が見ることがあります。一方、ゼンリンは、市区町村単位の契約となります。

## ■ 料 金 表 (1)

### (A) 建築物のみ(庁内利用)

単位:円/年(税別)

行政庁種別	初期設定料	年間利用料
都道府県	1,500,000	2,400,000
政令市		1,800,000
4条1項設置市	1,200,000	1,500,000
4条2項設置市		1,200,000
限定特庁	900,000	792,000
特別区	1,200,000	1,500,000

### (B) 道路情報のみ(庁内利用)

単位:円/年(税別)

行政庁種別	初期設定料	年間利用料
都道府県	1,500,000	2,400,000
政令市		1,800,000
4条1項設置市	1,200,000	1,500,000
4条2項設置市		1,200,000
限定特庁	900,000	792,000
特別区	1,200,000	1,500,000

### (B') 道路情報のみ(庁内利用 + Web公開)

単位:円/年(税別)

行政庁種別	初期設定料	年間利用料
都道府県	1,875,000	3,000,000
政令市		2,250,000
4条1項設置市	1,500,000	1,875,000
4条2項設置市		1,500,000
限定特庁	1,125,000	990,000
特別区	1,500,000	1,875,000

### (C) 建築物+道路情報(庁内利用)

単位:円/年(税別)

行政庁種別	初期設定料	年間利用料
都道府県	1,875,000	3,000,000
政令市		2,250,000
4条1項設置市	1,500,000	1,875,000
4条2項設置市		1,500,000
限定特庁	1,125,000	990,000
特別区	1,500,000	1,875,000

### (C') 建築物+道路情報(庁内利用 + Web公開)

単位:円/年(税別)

行政庁種別	初期設定料	年間利用料
都道府県	2,250,000	3,600,000
政令市		2,700,000
4条1項設置市	1,800,000	2,250,000
4条2項設置市		1,800,000
限定特庁	1,350,000	1,188,000
特別区	1,800,000	2,250,000

※1. ベースマップはGoogleMapsを基本とします。

(背景図としてゼンリンZNET TOWNをご利用の場合には有償となるため、別途個別にお見積り致します。)

※2. 道路情報はWeb上での公開が可能です。

(別途Google Mapsのご契約が必要となります。ご相談ください。)

## ■ 料 金 表 (2)

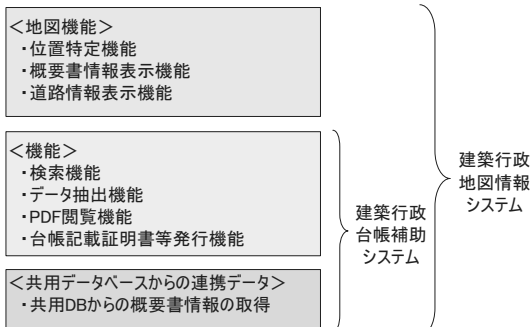
### 建築行政台帳補助システム

(地図表示機能無し)

単位:円/年(税別)

行政庁種別	初期設定料	年間利用料
都道府県	1,500,000	1,440,000
政令市		1,080,000
4条1項設置市	1,200,000	900,000
4条2項設置市		720,000
限定特庁	900,000	475,200
特別区	1,200,000	900,000

#### ■ 建築行政地図情報システムと建築行政台帳補助システムの機能比較



## ■ 料金表(1)オプション

### (A) 耐震改修関連施策対応

単位:円/年(税別)

行政庁種別	基本ID数	初期設定料	年間利用料
都道府県	5	60,000	600,000
政令市	4	45,000	420,000
4条1項設置市	3	30,000	300,000
4条2項設置市	2	30,000	180,000
限定特庁	1	30,000	60,000
特別区	3	30,000	300,000

### (A') 耐震改修関連施策対応(ID追加料)

単位:円/年(税別)

行政庁種別	ID数	初期設定料	年間利用料
都道府県	1		60,000
政令市	1		52,500
4条1項設置市	1		50,000
4条2項設置市	1		45,000
限定特庁	1		30,000
特別区	1		50,000

※1. 初期設定料は既に建築行政地図情報システムを導入いただいている機関様が、オプションを利用する際に必要となります。

※2. オプション機能については、同時利用数を表中の基本ID数までとさせていただきます。なお基本ID数以上のご利用については、別途ID追加料が必要となります。

問合せ先

一般財団法人建築行政情報センター  
建築行政研究所 小池・夏井  
E-mail: gr-kenkyu@icba.or.jp  
TEL: 03-5206-6132(直通)

ICBA建築行政共用データベースシステム説明会 富山 (H25.11.8)

電子データを利用した  
**既存建築物ストックの管理**

(一財)建築行政情報センター 研究部長  
佐藤 研一

1

ICBA建築行政共用データベースシステム説明会 富山 (H25.11.8)

1 建築行政情報の電子化

◎特定行政庁・指定確認検査機関における  
情報管理を取り巻く要求

文書・情報管理を取り巻く環境の変化

```

    graph TD
      A[コンプライアンス  
(関係法令等への対応)] --> B(文書・情報管理の徹底)
      C[セキュリティ  
(社会的信用確保)] --> B
      D[生産性・効率向上  
(業務革新)] --> B
      E[コンティンジェンシー  
(事業の継続性)] --> B
  
```

4

ICBA建築行政共用データベースシステム説明会 富山 (H25.11.8)

**ご説明事項**

- 1 建築行政情報の電子化
- 2 電子データを利用した **アスベスト対策対応**
- 3 電子データを利用した **改正耐震改修促進法対応**

2

ICBA建築行政共用データベースシステム説明会 富山 (H25.11.8)

1 建築行政情報の電子化

◎文書・情報管理の適正化手法

文書のライフサイクル管理

```

    graph LR
      A[1] 作成 --> B[2] 通知 --> C[4] 保管 --> D[5] 保存
      C --> E[3] 活用
      D --> F[6] 廃棄
  
```

5

ICBA建築行政共用データベースシステム説明会 富山 (H25.11.8)

1 **建築行政情報の電子化**

3

ICBA建築行政共用データベースシステム説明会 富山 (H25.11.8)

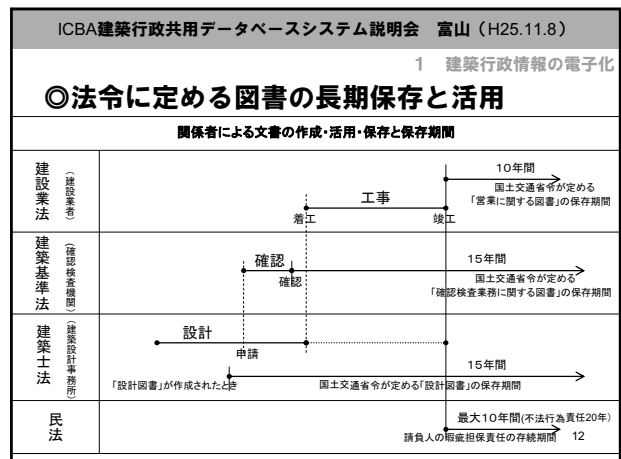
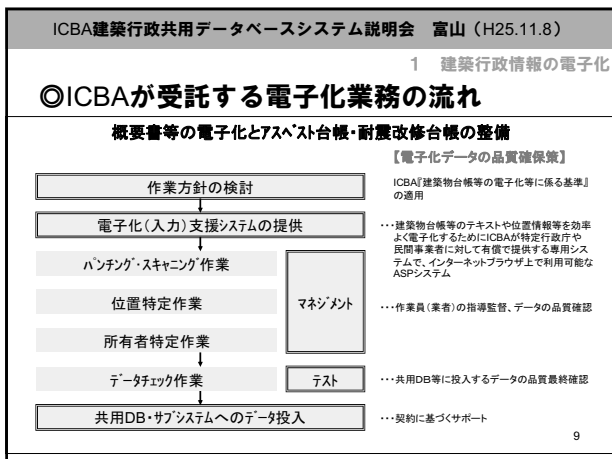
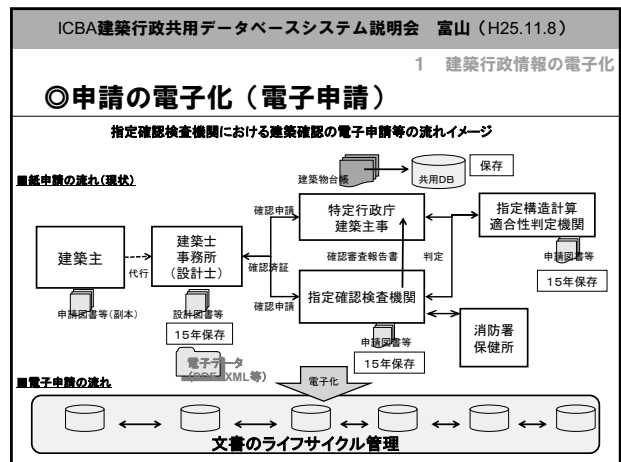
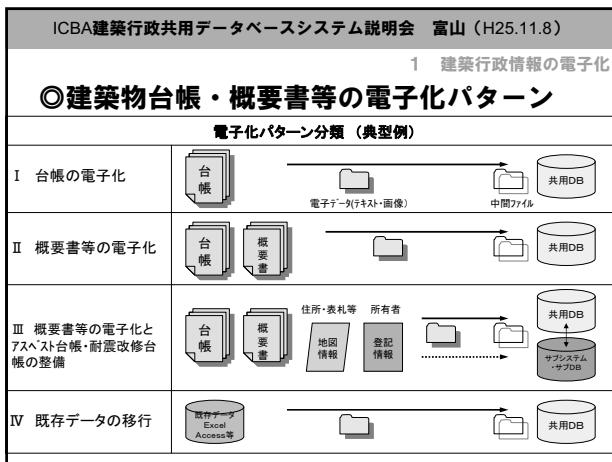
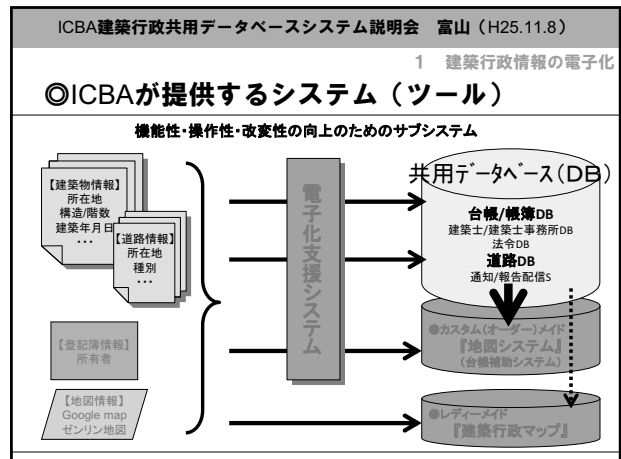
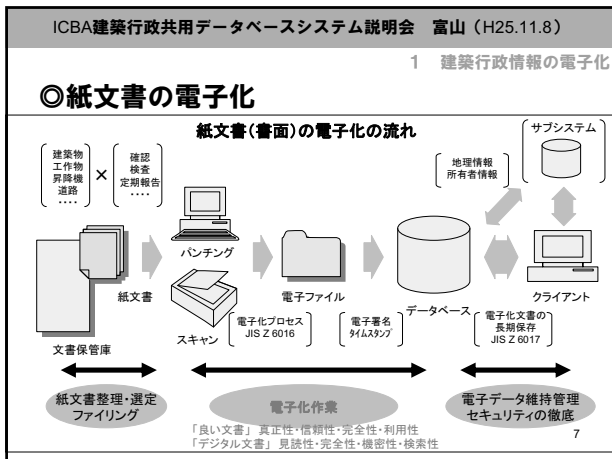
1 建築行政情報の電子化

◎文書・情報の電子化によるメリット

単なるコスト削減ではなく行政サービスの向上・企業競争力の強化

	総論	建築行政
(1) 業務の効率化と 顧客満足度の向上	業務全体のスピードや効率の向上 顧客に対するサービスレベルの向上 企業競争力の向上 文書保管コストの削減(保管スペースに費やすコスト、文書検索コスト、搬送コストや廃棄コストのほか、それらの作業に関わる人件費)	「建築行政マネジメント」 市民・事業者からの情報開示請求 違反・事故等発生時の調査 建築統計等業務の簡素化 関係機関の情報共有
(2) コンプライアンスの強化と リスク対応	コンプライアンスの強化・情報管理 内部統制システムの確立 事業継続・企業のリスクマネジメント強化 情報活用能力の強化・新たなビジネス創出	建築行政にかかる個人情報保護 建築行政事務の法令順守 建築行政事務の継続性・一貫性 建築行政の高度化・事業化
(3) 文書のライフサイクル全体 を通じた マネジメントが不可欠	文書情報マネジメントISO15489 (JIS092-1) (文書の作成・発生から保管、利用、保存、廃棄に至るライフサイクル全体を通して、有効に活用するための手法) 電子化プロセスJIS Z 6016 電子化文書の長期保存 JIS Z 6017	建築行政文書の法的管理義務 維持管理方法(システム条件・運用) の標準化 業界全体の生産性向上

6



## 2 電子データを利用した アスベスト対策対応

13

### 2 電子データを利用したアスベスト対策対応

#### ◎電子化支援システムについて ①

##### ■電子化支援システムの概要

アスベスト台帳整備などを行うために、これまで用紙でストックしてきた確認台帳及び建築計画概要書の情報を、電子化するためのシステムです。これら情報を電子化することにより、検索や抽出にかかる労力と時間を大幅に削減することが可能です。

また、台帳・帳簿登録閲覧システムをご利用頂いている場合は、電子化したデータを過去データとして台帳システムに投入することもできます。



16

### 2 電子データを利用したアスベスト対策対応

#### ◎アスベスト対策の補助利活用について ①

##### ■アスベスト対策の業務についての補助概要

地方公共団体などでは、アスベスト対策業務を行うために国からの補助(社会資本整備総合交付金、住宅・建築物安全ストック形成事業)を受け、アスベスト台帳の整備や調査を行うことができます。

特にアスベスト含有調査等に関する事業(アスベスト台帳の整備、アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成費用を含む。)を行うにあたっては、**実費全額(100%)を補助により押し進めることができます。(平成29年度末まで)**。

なお、対象建築物はアスベスト含有建築物に限らず、全ての建築物を対象とすることができます。  
(社会資本整備総合交付金交付要綱等による。)

##### <アスベスト台帳作成のフロー>



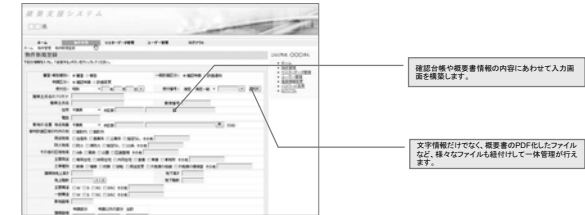
(図文書: 社会資本整備総合交付金アスベスト対策部分の資料より抜粋)

14

### 2 電子データを利用したアスベスト対策対応

#### ◎電子化支援システムについて ②

##### ■電子化支援システムのイメージ



##### ■電子化支援システムの主な特徴

・入力項目については、それぞれの特定行政庁の確認台帳に応じてカスタマイズいたします。

・PDF化した台帳や概要書を、画面で閲覧しながら入力することが可能です。

・アスベスト対策のための、現住所特定作業が可能な地図システム(オプション)を利用することが可能です。

・どの利用者が何を入力したか、1日何件入力したか、何時作業を行ったかなど、作業進捗状況の管理が容易です。

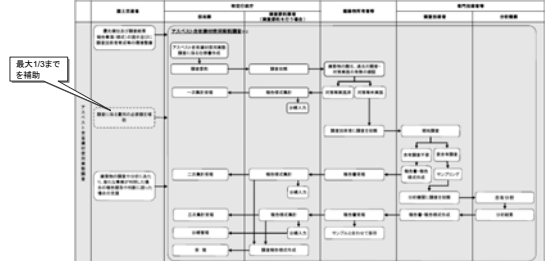
17

### 2 電子データを利用したアスベスト対策対応

#### ◎アスベスト対策の補助利活用について ②

アスベスト除去等に関する事業を行うにあたっては、除去等に要する費用の1/3までが補助されます。  
(社会資本整備総合交付金交付要綱等による。)

##### <アスベスト含有建材使用実態調査のフロー>



(図文書: 社会資本整備総合交付金アスベスト対策部分の資料より抜粋)

15

### 2 電子データを利用したアスベスト対策対応

#### ◎建築行政地図情報システムについて ①

##### ■建築行政地図情報システムの概要

建築行政地図情報システムとは、建築計画概要書や道路の情報を、地図上で登録・表示が行えるシステムです。また、利用機関に合わせた台帳記載証明書や処分等の概要書などの帳票の出力が行えます。

##### ■建築行政地図情報システムの位置付け

建築行政地図情報システムは、建築行政共用データベースシステムのサブシステムのひとつとして、平成23年度より導入が開始された新たなシステムです。また、建築行政地図情報システムから地図登録・表示機能を除いた「建築行政台帳補助システム」もあります。これは既に別途、GISシステムなどを導入されている機関様にご利用頂くことを前提としたシステムです。

##### < 建築行政共用データベースシステム >

- 台帳・帳簿登録閲覧システム
- 建築士・事務所登録閲覧システム
- 建築基準法令データベース
- 通知・報告配信システム
- 道路情報登録閲覧システム
- **建築行政地図情報システム**
- **建築行政台帳補助システム**(地図表示機能なし)

18

ICBA建築行政共用データベースシステム説明会 富山 (H25.11.8)

2 電子データを利用したアスベスト対策対応

### ◎建築行政地図情報システムについて ②

■建築行政地図情報システムと建築行政台帳補助システムの機能  
 建築行政地図情報システム(地図システム)と、建築行政台帳補助システム(台帳補助システム)の機能比較です。  
 台帳補助システムの機能(位置登録・表示機能)を付加したものが地図システムです。既に別途、GISシステムなどを導入されている機関様にご利用頂くことを前提としたシステムです。

どちらも台帳・帳簿登録閲覧システムに登録された建築計画概要書情報が日々データ連携されて、地図システムにデータがストックされていきます。

＜地図機能＞

- 位置特定機能
- 概要書情報表示機能
- 道路情報表示機能

＜台帳＞

- 検索機能
- データ抽出機能
- PDF閲覧機能
- 台帳記載証明書等発行機能

＜共用データベースからの連携データ＞

- 共用DBからの概要書情報の取得

＜データ連携＞

- 台帳・帳簿登録閲覧システム
- 建築計画概要書情報

建築行政台帳補助システム

建築行政地図情報システム

19

ICBA建築行政共用データベースシステム説明会 富山 (H25.11.8)

2 電子データを利用したアスベスト対策対応

### ◎建築行政地図情報システムについて ⑤

#### ■ システムの特徴

- 確認申請(建築物)の確認済発行時または検査済発行時でも可:民間の報告等**  
 ー共用DBにて入力したデータが地図情報システムに反映されたのち、地図上で物件の位置を特定(概要書情報と物件の位置の特定(願書特)作業(敷地形状や)コン作業または位置ピン指定)、色は進捗状況別等に表示。
- 建築計画概要書(PDF)の閲覧、確認合帳(PDF)の閲覧、台帳記載証明書の発行**  
 ー地図上で物件を特定し、概要書情報の閲覧、概要書PDFの閲覧、台帳記載証明書等の発行が可能
- 地図情報システムにデータを保持するので、項目別の地図の一覧表示が可能**  
 ー平成5年度物件のみを表示、不達物件のみを表示、確認済証明が発行されていない物件のみを表示などの利用が可能
- アスベスト台帳、定期報告、耐震改修など建築物に関する様々な管理機能も実装可能**  
 ーアスベスト対象物件の管理機能や、耐震基準を満たしていない建築物の管理など、個別カスタマイズで対応可能
- 既存システムのデータ(建築物、道路)移行も可能(Unicityデータ可能)**  
 ー既存システムのデータ移行が可能。
- 道路情報の入力、管理が可能**  
 ーWeb公開、非公開の設定が可能  
 ー画像データの管理、PDFデータの管理が容易。Ipad等の利用で、現場での写真撮影、調査及びデータ登録も別途対応可能  
 ー特定行政庁ごとの個別カスタマイズが可能

22

ICBA建築行政共用データベースシステム説明会 富山 (H25.11.8)

2 電子データを利用したアスベスト対策対応

### ◎建築行政地図情報システムについて ③

■建築行政地図情報システムの「建築物情報」の機能について  
 地図上から効率よく目的の物件を検索し、詳細情報の表示が行えます。

#### 建築物情報閲覧

地図上の表示情報から、詳細情報、PDF(概要書)の閲覧、差分等検索等の出力、台帳記載証明書の作成が簡単にできます。

ピンやポリゴン(敷地)をクリックすれば、その物件の情報が表示されます。複数の命題が一覧表示されることで、確実に目的の申請を特定できます。

豊富な検索機能で、特定の設計者の物件や大規模建築物の特定も容易です。

20

ICBA建築行政共用データベースシステム説明会 富山 (H25.11.8)

### 3 電子データを利用した 改正耐震改修促進法対応

23

ICBA建築行政共用データベースシステム説明会 富山 (H25.11.8)

2 電子データを利用したアスベスト対策対応

### ◎建築行政地図情報システムについて ④

■建築行政地図情報システムの「道路情報」の機能について  
 地図上から効率よく目的の道路を検索し、詳細情報の表示が行えます。

#### 道路情報閲覧

道路をクリックで、道路情報の閲覧が可能です。通行料金の閲覧(PDF)も閲覧可能です。

行政内では、建築物表示と併せての利用が可能です。

様々な検索機能で、目的の道路を探索できます。その結果の住所を入力する、目的の住所すばやみ表示したり、ズームアップやダウン機能で探することも可能です。

21

ICBA建築行政共用データベースシステム説明会 富山 (H25.11.8)

3 改正耐震改修促進法対応

### ◎建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律

■建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成25年11月25日施行予定)に伴い、不特定多数者が利用する大規模な建築物等に対して、耐震診断の実施及び診断結果の公表が義務付けられます。

#### ■耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難者が利用する建築物のうち大規模なもの等	平成27年末まで
地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物	地方公共団体が指定する期限まで
都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	

#### ■耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示することができる制度を創設

24

ICBA建築行政共用データベースシステム説明会 富山 (H25.11.8)

3 改正耐震改修促進法対応

## ◎建築行政マップ（耐震改修促進版）

### ①システムの特徴

■ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に依る建築物の位置情報と、それに様々な情報をデータベース化して管理する地図システムです。

**建築行政マップ**

- ベースマップはGoogle mapsを使用
  - ベースマップは広く普及しているGoogle mapsを使用しているため操作は簡単
  - ストリートビューや航空写真(都市部は45度アインメ表示)も利用可能
  - 建築物の配置はゼンリン緊急表示
  - 地図データは定期的に自動更新
- 建築物の位置を特定し、必要な情報(データ)を付加できる
  - 建築物の「敷地情報」を基本として「建築物基本情報」「所有者情報」「耐震診断対象」「耐震改修対象」「耐震改修済み」等を管理項目に設定し、その他項目を利用者が自由に設定可能
  - 個別のデータにPDFや写真のデータを添付可能
- 登録データで検索、一覧表示が可能
  - 登録したデータをキーワードや設定した項目で検索及び表示(地図、一覧表)が可能

25

ICBA建築行政共用データベースシステム説明会 富山 (H25.11.8)

3 改正耐震改修促進法対応

## ◎建築行政マップ（耐震改修促進版）

### ④システムイメージ

■ さまざまなキーワードからの検索や地図上から直接物件を特定することができます。



28

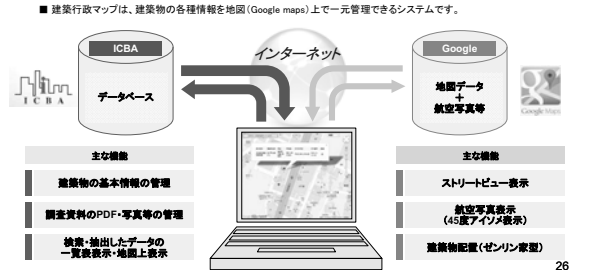
ICBA建築行政共用データベースシステム説明会 富山 (H25.11.8)

3 改正耐震改修促進法対応

## ◎建築行政マップ（耐震改修促進版）

### ②システムの仕組み

■ 建築行政マップは、建築物の各種情報を地図(Google maps)上で一元管理できるシステムです。



**主な機能**

- 建築物の基本情報の管理
- 調査資料のPDF・写真等の管理
- 検索・抽出したデータの一覧表示・地図上表示

**主な機能**

- ストリートビュー表示
- 航空写真表示(45度アインメ表示)
- 建築物配置(ゼンリン緊急)

26

ICBA建築行政共用データベースシステム説明会 富山 (H25.11.8)

## お問い合わせ先

小池・福田・夏井まで

- ・電子化・電子化支援システム
- ・地図システム・建築行政マップ

おわり

29


ICBA建築行政共用データベースシステム説明会 富山 (H25.11.8)

3 改正耐震改修促進法対応

## ◎建築行政マップ（耐震改修促進版）

### ③管理項目

■ 建築物の基本的な情報以外にも所有者情報や耐震診断及び耐震改修の情報も管理できます。



27

お問い合わせ

一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）

03-5225-7706 mail dbinfo@icba.or.jp

（担当 目黒、荘野、久保）

※出張が多いため、なるべく電子メールでのご連絡をお願いします